

# 2018年度 自己点検・評価報告書

## 序 章

本学は 2013 年度に大学基準協会の第 2 期認証評価を受審し、2014 年 3 月に「工学院大学に対する大学評価(認証評価)結果」において、「大学基準に適合している」との認定を受けた。その後も着実に学園改革を断行し、約 6 年が経過した今、第 3 期認証評価受審の時期が近づいている。その意味で、当該年度は大学評価実施前々年度といえ、2018 年度の自己点検・評価の結果をまとめたものが本稿である。

この公益財団法人大学基準協会による、いわゆる第 3 期認証評価は 2018 年度から始まっており、大学の自主自立を尊重し、その内部質保証を重視していく方向性を明示している。そのため、本学もここ数年でガバナンス改革を断行し、学長の権限と責任の強化を進めたところである。一方で、創立 131 年の歴史を持つ本学は、学部学科等による自主性や独自性も大きな特色となっており、これらの融合に時間を要した場面があったことは事実といえよう。

さて、その内部質保証を重視していくシステムの在り方として、PDCA サイクルの構築はもとより、これを有効に機能させることが大学運営において問われているわけであるが、2018 年度の自己点検・評価報告書を概観すると、本学はさまざまな取り組みを実施できているといえる。しかし、それら取り組みにおける適切性や有効性を判断する“Check”の体制は整っているとしても、その取り組みを評価し、検証結果に基づき改善・向上をする具体的な行動である“Action”については、なお一層の努力が必要といえる。

すなわち、第 3 期認証評価においては、“Check”から“Action”まで進展させ、ここから得られた評価に基づき、再び PDCA サイクルが機能するよう、いわゆる PDCA の多重ループ化が望まれている。この多重ループ化を完遂するためにも、各部局(具体的には本学の場合、学部・機構・研究科および事務組織等)にその評価結果および改善勧告を明示し、これら各部局がその評価結果および改善勧告に基づき、再び企画実行を進めていく必要があり、漸く本学でもその兆しがみえつつある。

2018 年度においては、特に外部評価者による点検評価を推進するため、規程制定に向けての準備を進めた。自己点検・評価報告がステークホルダーにも共有されることで、その評価に妥当性や客観性を加える狙いがある。我々教職員は学内外で行われた自己点検・評価結果を真摯に受け止め、改善・向上を進めていくことで、まさに教育機関としての質の保証に尽力する環境を整備しつつある。

本学は、131 年の歴史に裏打ちされた伝統を持つが、その一方で、近年ガバナンス改革を断行し、変化し続ける組織体へと生まれ変わる条件を整えた。我々教職員は、教育機関としての質の保証に真摯に向き合い、学生をはじめとする全てのステークホルダーに向けて、常に変化し続ける組織づくりを進めることを、ここに宣言したい。

工学院大学 学長  
佐藤光史

# 目次

第1章 理念・目的	1
(1) 現状説明	1
点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	1
点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	3
点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	4
(2) 長所・特色	5
(3) 問題点	5
(4) 全体のまとめ	5
第2章 内部質保証	6
(1) 現状説明	6
点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及手続を明示しているか。	6
点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	7
点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	11
点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	12
点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	13
(2) 長所・特色	15
(3) 問題点	15
(4) 全体のまとめ	15
第3章 教育研究組織	16
(1) 現状説明	16

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センター その他の組織の設置状況は適切であるか。 .....	16
点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 .....	18
(2) 長所・特色 .....	18
(3) 問題点 .....	19
(4) 全体のまとめ .....	19
第4章 教育課程・学習成果 .....	20
(1) 現状説明 .....	20
点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。 ....	20
点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表してい るか。 .....	21
点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科 目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 .....	22
点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じ ているか。 .....	23
点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。 .....	26
点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価してい るか。 .....	27
点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を 行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 .....	28
(2) 長所・特色 .....	29
(3) 問題点 .....	29
(4) 全体のまとめ .....	30
第5章 学生の受け入れ .....	31
(1) 現状説明 .....	31
点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。 .....	31

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。 .....	32
点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。 .....	34
点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 .....	35
(2) 長所・特色 .....	35
(3) 問題点 .....	35
(4) 全体のまとめ .....	36
<b>第6章 教員・教員組織</b> .....	37
(1) 現状説明 .....	37
点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。 .....	37
点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。 .....	38
点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。 .....	39
点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。 .....	40
点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 .....	41
(2) 長所・特色 .....	41
(3) 問題点 .....	41
(4) 全体のまとめ .....	42
<b>第7章 学生支援</b> .....	43
(1) 現状説明 .....	43
点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。 .....	43
点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備	

	されているか。また、学生支援は適切に行われているか。.....	44
	点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。.....	53
	(2) 長所・特色.....	54
	(3) 問題点.....	54
	(4) 全体のまとめ.....	54
第8章	教育研究等環境.....	55
	(1) 現状説明.....	55
	点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。.....	55
	点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。.....	56
	点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。.....	57
	点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。.....	58
	点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。.....	60
	点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。.....	61
	(2) 長所・特色.....	62
	(3) 問題点.....	62
	(4) 全体のまとめ.....	62
第9章	社会連携・社会貢献.....	64
	(1) 現状説明.....	64
	点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。.....	64
	点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関	

する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。	65
点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	66
（２）長所・特色	66
（３）問題点	66
（４）全体のまとめ	67
<b>第10章 大学運営・財務</b>	<b>68</b>
【1】大学運営	68
（１）現状説明	68
点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。	68
点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。	69
点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。	70
点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。	71
点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。	71
点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	72
（２）長所・特色	73
（３）問題点	73
（４）全体のまとめ	73
【2】財務	75
（１）現状説明	75

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。 .....	75
点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。 .....	76
(2) 長所・特色 .....	78
(3) 問題点.....	78
(4) 全体のまとめ.....	79

## 第1章 理念・目的

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

#### 評価の視点

- 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
- 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

#### <1> 大学全体

本学は1887年に我が国初めての私立の工業学校として、「工手」（中堅技術者）の育成を目的として創設され、2017年に創立130周年を迎えた。当時から引き継ぐ建学の精神は『社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ「工」の精神』である。日本の工業を支える働き手を養成する学校からスタートし、以来、科学技術の発展とともに、工学を中心とする高度な技術を教育、研究する大学として発展し、技術者や研究者などを中心に約10万人の卒業生を送り出している。

21世紀を迎え、日本の環境はグローバル化などにより激しく変化している。こうした環境に対応するため、2012年に創立125周年を迎えるにあたり、それまで明文化されていなかった学園全体の「理念」について、1年半余りにわたりあらためて検討した結果、「無限の可能性が開花する学園」と再定義し、多様化・複雑化・グローバル化する社会においても常に変化に対応し、人材育成を基軸としながら、教育・研究・社会貢献を通して社会や産業に貢献する学園をめざすことを明確にした（根拠資料1-1）。

また、工学院大学学則第1条では、本学の目的を次の通り定めている（根拠資料1-2）。「本学は、教育基本法および学校教育法に則り、大学として、広く知識を授け人格の完成をはかるとともに、工学に関する高等の理論とその応用を教授ならびに研究し、人類の福祉に貢献し得る人材を育成することを目的とする」。これはすなわち、建学以来一貫して、技術をいかして社会に貢献する人材を育成することを目的とするものである。学園の理念の再検討や、各学部の教育研究上の目的の検討にあたり、本第1条の内容も検討した結果、複数学部への展開に対応し、第1条の2として「各学部・学科における人材養成等教育研究上の目的については、別に定める」の条文を2008年度に追加し、大学全体の理念・目的と学部の目的の切り分けを行った。また、大学院学則第1条では、「本大学院は学部の教育の基礎の上に、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている（根拠資料1-3）。

#### <2> 先進工学部

先進工学部では、全学の理念・目標の下、『充実した教養教育により人間と社会と科学技術を多様な視点から捉える眼を養い、さらに自然科学の基本原則を踏まえ、それらと工学との融合による近未来の科学技術イノベーション実現に意欲をもち、社会に貢献するための人間性を兼ね備えた技術者を養成し、高度の研究を進めることとあわせて「持続型社会を支え

る科学技術の発展」に寄与すること』を教育研究上の目的としている（根拠資料 1-4）。

### < 3 > 工学部

工学部では、全学の理念・目的の下、『充実した教養教育により人間と社会と科学技術を多様な視点から捉える目を養い、さらに実践的かつ幅広い教育を通じて専門家としての科学と技術を身につけ、世界で活躍できる技術者を養成し、高度の研究を進めることとあわせて「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与すること』を教育研究上の目的としている（根拠資料 1-5）。

### < 4 > 建築学部

建築学部では、全学の理念・目的の下、『充実した教養教育により人間と社会と科学技術を多様な視点から捉える目を養い、さらに実践的かつ幅広い教育を通じて、建築および都市環境の創造・再生と新たに形成されてきている建築関連諸分野が今後求める専門家となる人材を養成し、高度の研究を進めることとあわせて「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与すること』を教育研究上の目的としている（根拠資料 1-6）。

### < 5 > 情報学部

情報学部では、全学の理念・目的の下、『充実した教養教育により人間と社会と科学技術を多様な視点から捉える目を養い、さらに実践的かつ幅広い教育を通じて情報がリードする高度情報化社会の時代に、人間が安心して快適に生活していける社会を構築していくための情報技術者を養成し、高度の研究を進めることとあわせて「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与すること』を教育研究上の目的としている（根拠資料 1-7）。

### < 6 > 工学研究科

工学研究科では、本学の理念・目標の下、「独創的かつレベルの高い研究を展開して社会や人類に貢献するとともに、各専攻分野の原理・原則に関する深い知識と応用力を有し、学際的な視野にたって判断できる技術者や研究者を育成すること」を教育研究上の目的としている（根拠資料 1-8）。それを踏まえ、修士課程では専門教育に立脚した専門技術者や研究者の育成、また、博士後期課程では先端研究領域を切り開くことのできる高度専門技術者や上級研究者の育成を目指した教育を実施している。

以上、学部、研究科の教育研究上の目的をもとに、さらに学科、専攻の教育研究上の目的を設定している。本学の理念・目的は建学の精神をもとに、多様化・複雑化・グローバル化する社会のニーズに対応できるよう適切に設定され、この理念・目的の下、各学部・研究科の教育研究上の目的を設定しており、関連していると判断できる。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

#### 評価の視点

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

#### < 1 > 大学全体

理念については、学校法人工学院大学 学園総合案内（根拠資料 1-9）および Vision150（根拠資料 1-10）に明示し、これらを全教職員に配布するとともに、本学ホームページに検討の経緯を含めて掲載している。また、毎年度作成している FD ハンドブックにも理念を掲載し、全教員に配布している（根拠資料 1-11）。目的は、学則の第 1 条に定めており、学生便覧・学修便覧（根拠資料 1-12）を本学ホームページに掲載して学生および教職員に周知するとともに、社会に対しても周知し、公表している。

#### < 2 > 各学部・研究科

各学部・研究科とも、教育研究上の目的について、学則第 1 条の 2「各学部・学科における人材養成等教育研究上の目的については、別に定める」を受けて前述の規則に（根拠資料 1-4～1-8）に適切に明示し、学生便覧・学修便覧にも掲載して教職員、学生に周知している。社会に対しての周知という点では、学生便覧・学修便覧をウェブサイトに掲載しているものの、その中に教育研究上の目的を明示した規則があることを探すのが困難なため見やすい掲載方法が課題といえる。一方で、2017 年度に、教育研究上の目的を組み込んだ 3 つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）を各学部・学科及び研究科・専攻ごとに策定し公表している（根拠資料 1-13）。

その他、各学部・研究科での取組例として、先進工学部では、学生に対してはガイダンス等で詳細に説明している。工学部・建築学部・情報学部では、教員に対しては教授総会、学科系列教室会議、学科内教室会議を経て周知されている。

以上、教育研究上の目的を適切に明示し、大学の理念・目的を刊行物及びウェブサイト等で教職員及び学生に周知し、社会に対して公表している。学部・研究科の目的等についても、学生便覧・学修便覧に記載してウェブサイトに掲載して公表しているが、掲載方法において課題が残ると判断できる。なお、教育研究上の目的を組み込んだ 3 つのポリシーを公開したことは社会への公表が推進したと判断できる。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点

○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

< 1 > 大学全体

学園の中期計画であるコンパス 2017（根拠資料 1-15）の下での重点施策の一つとして、社会のニーズに応えらえて「科学技術イノベーション」を実現できる研究者・技術者の育成を目指すべく新学部（先進工学部）を設置した。このことは、技術をいかして多様化・複雑化・グローバル化する社会に貢献する人材を育成するという、本学の目的を達成実現する施策といえる。

2017 年度に創立 130 周年を迎え、創立 150 周年に向けた長期目標である VISION150 の改定を行い、これに基づいて学園の新たな中期計画となるコンパス 2023（根拠資料 1-16）を策定した。

大学の理念・目的の実現のために設定した中・長期計画については、教育研究白書編集委員会を設置し、およそ 3 年に一回の教育研究白書「工学院大学の現状と課題」発行の課程で理念・目的の適切性について点検を行ってきたが、2010 年度が最後となっている（根拠資料 1-17）。その後は、2012 年度に自己点検・評価報告書を作成する過程で点検・評価を行ったのち、学長を中心とした学長企画会議などで点検・評価を行ってきたが十分とはいえないのが課題となっており、2017 年度に制定された「内部質保証に関する規程」（根拠資料 1-18）に従い自己点検・評価を行うこととした。

< 2 > 各学部・研究科

各学部・研究科では学園の中・長期計画に従い、学部長・研究科長のもと目的の実現に努めている。2013 年度から月 1, 2 回開催の学部長・部長会議では、将来計画に関する事項についても審議を行っている（根拠資料 1-19）。

中・長期計画の進捗についての自己点検については、2015 年度新設の先進工学部、2016 年度に 2 学科を追加した情報学部では、それぞれ、策定した設置計画をもとに完成年度を目指しており、毎年度の履行状況報告書を作成する過程で進行状況を点検しているものの、他学部ではこのような報告書という形はなく、自己点検・評価の体制整備がまだ不十分であるため、前述の「内部質保証に関する規程」（根拠資料 1-18）に従い自己点検・評価を行うこととした。

工学研究科では、学部・大学院の接続性を考えていくため、2018 年度から研究科長及び各専攻長等を構成員とした大学院専攻長会議を設置することとした（根拠資料 1-20）。

以上、大学全体では、大学の理念・目的を実現していくため、大学として将来を見据えた中期計画であるコンパス、長期計画である Vision にて諸施策を設定していると判断できる。各学部・学科では学部長・研究科長の下、中・長期計画で定められた教育研究上の目的の実現に努めており、今後は「内部質保証に関する規程」（根拠資料 1-18）に従い自己点検・評価を行うこととした。

## (2) 長所・特色

本学は新宿に都市型キャンパス、八王子に大規模な研究施設を有する広大なキャンパスを有し、2つのキャンパス間は中央高速道で40分ほどと有機的・物理的に結びついている。この地の利を利用し、建学以来の一貫した目的である、技術をいかして社会に貢献する人材の育成の実現に努めている点が特色であるといえよう。社会に貢献する人材の育成には、絶えず変化する社会の要請を敏感に把握可能な立地が不可欠となり、日本の経済社会の中枢部に位置する新宿はまさに最適な立地といえる。さらに、新宿からの移動が容易な八王子に研究施設を有し、そこでの研究活動を学生に開放して成果を教育へとフィードバックさせることで、高度な専門技術を身につけた学生の育成が可能である。このように地の利を最大限に活用して本学の理念・目的の実現に努めている点が、本学の長所といえよう。さらに、2つのキャンパスの特色を表した名称をつけ、学園の中期計画であるコンパス2023（根拠資料1-16）に地の利をいかした教育・研究活動の整備について明記した。

今後は、地の利をいかしたキャンパスの活用を一層進めるとともに、「内部質保証に関する規程」（根拠資料1-18）に従い自己点検・評価を適切に実施することで、本学の理念・目的が効果的に実現されているか検証を進め、改善すべきところは改善しながら、今後、さらに効果的なものとするよう向上策を講じていく。

## (3) 問題点

学部・研究科の目的等の周知及び公表については、学生便覧・学修便覧に記載してウェブサイトに掲載して公表しているが、探しやすい掲載方法ではない点に課題が残る。

また、理念・目的の自己点検・評価について、その指標・方法・基準等を内部質保証委員会にて確認していくという課題が残る。

## (4) 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように本学の理念・目的及び学部・研究科の目的は適切に設定したうえで公表している。また、大学の理念・目的を達成するために、多様化・複雑化・グローバル化などで変化する教育環境に則した大学運営が展開されており、大学として将来を見据えた中・長期計画を設定している。

今後は、長所として挙げた、地の利をいかした人材育成について、これを一層有効なものとするべく、「内部質保証に関する規程」に従い成果の検証を続けていくことで、本学の「広く知識を授け人格の完成をはかるとともに、工学に関する高等の理論とその応用を教授ならびに研究し、人類の福祉に貢献し得る人材を育成する」という目的のさらなる実現に努めていく。

一方で、自己点検・評価の指標・方法・基準等について内部質保証委員会で明確にすべく、大学として取り組んでいく。

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及手続を明示しているか。

評価の視点

○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

はじめに、内部質保証に関する大学の基本的な考え方について、本学では、2016年度までは、既存の各種委員会や各学部学科・研究科等に依存する傾向が強くなり、全学的な内部質保証システムの方針、規程、体制等、その整備が不十分な状態であったが、2017年4月に「内部質保証に関する規程」を制定し、「目的・方針」、「自己点検・評価の組織」等を明確にした（根拠資料2-1）。内部質保証に関する大学の基本的な考え方は、この制定した規程のうち、第1条において「目的・方針」として明示している。そこでは、大学が自ら掲げる目的の達成及び理念の実現のため、継続的な自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めることを通じて、大学の教育研究の水準を保証・向上させ、大学に対する社会の信頼を一層確かなものとする、と定めている。

このように、2017年度において、内部質保証システムの構築までは完了したものの、その後の有効性や機能面については課題となっていた。そこで、2018年10月15日の第7回学部長・部長会議において、「工学院大学 内部質保証の方針（案）」が協議され、同月29日の第8回学部長・部長会議で承認された（根拠資料2-12、2-13）。内部質保証の方針は、次の9項目から構成され、ようやく方針整備も完了したことになり、大学内に基本的な考え方を共有できる状況になった。

1. 内部質保証の目的
2. 内部質保証の体制
3. 内部質保証制度の運用と自己点検・評価
4. 各組織における自己点検・評価の実施
5. 自己点検・評価結果の反映
6. 教職員個人における内部質保証
7. 内部質保証の客観的検証
8. 自己点検・評価結果の公表
9. 改善結果の報告と公表

次に、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担について、上述の「内部質保証に関する規程」の第2条で、自己点検・評価の組織として、学長の下に自己点検・評価を継続的かつ総

合的に実施するため、「内部質保証委員会」を置くと規定し、さらに、研究科・専攻、学部・学科・機構・科・センター、学内の各種委員会等、及び事務組織の部署（部・課等）が自己点検・評価を日常的に担うと定めている（根拠資料 2-1）。

このように、学長の下に「内部質保証委員会」が設置され、大学執行部である副学長、学部長、教育推進機構長、研究科長、学務部部長、学習支援部部長、学生支援部部長、入学広報部部長、研究戦略部部長、グローバル事業部部長、学長企画室室長が委員に就任し、内部質保証の役割を担っている。また、各学部・学科・研究科・機構といった組織レベルの内部質保証は、当該構成員がその責任に基づき、当該組織の中で内部質保証の推進という役割を担うことになっている。

最後に、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針について、まず規程面においては、2017年4月に「教育評価改善委員会規程」を制定し、3つのポリシーに即して本学における教育の実効性を、各学部・研究科レベルでの責任体制の中で評価・改善する仕組みを構築した（根拠資料 2-3）。次に、指針については、2018年10月15日の第7回学部長・部長会議において、「工学院大学 学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）（案）」が協議され、同月29日の第8回学部長・部長会議で承認された（根拠資料 2-12、2-13）。学修成果の評価方針が定まったことにより、各科目ルーブリックや授業アンケートなどに着手している。

以上の3要件を確認したところ、現状では内部質保証のための全学的な方針及び手続きを十分に明示できていると判断する。2017年度から体制整備を順次進めてきたが、内部質保証システムのPDCAを回していく中で、その拠り所となる内部質保証の方針やアセスメント・ポリシーについても策定することができた。各学部・研究科・機構が行う自己点検・評価を、大学全体事として現状を総括し、改善していくことが求められていることから、PDCAの機能が有効に働いているか点検した上で、今後さらなる見直しを実施していく。

## 点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

### 評価の視点

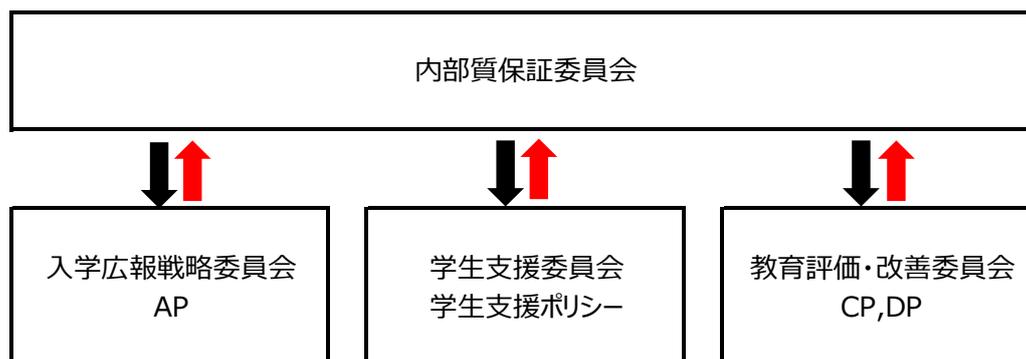
- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備
- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

### ○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

本学は、2016年度までは、内部質保証の推進について、既存の各種委員会や各学部学科・研究科等に依存する傾向が強く、第3期で求められる全学的な内部質保証システムの方針、規程、体制等、その整備が不十分であったが、2017年4月に「内部質保証に関する規程」を制定し、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備をするとともに、その推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成を明確にした（根拠資料 2-1、2-3）。

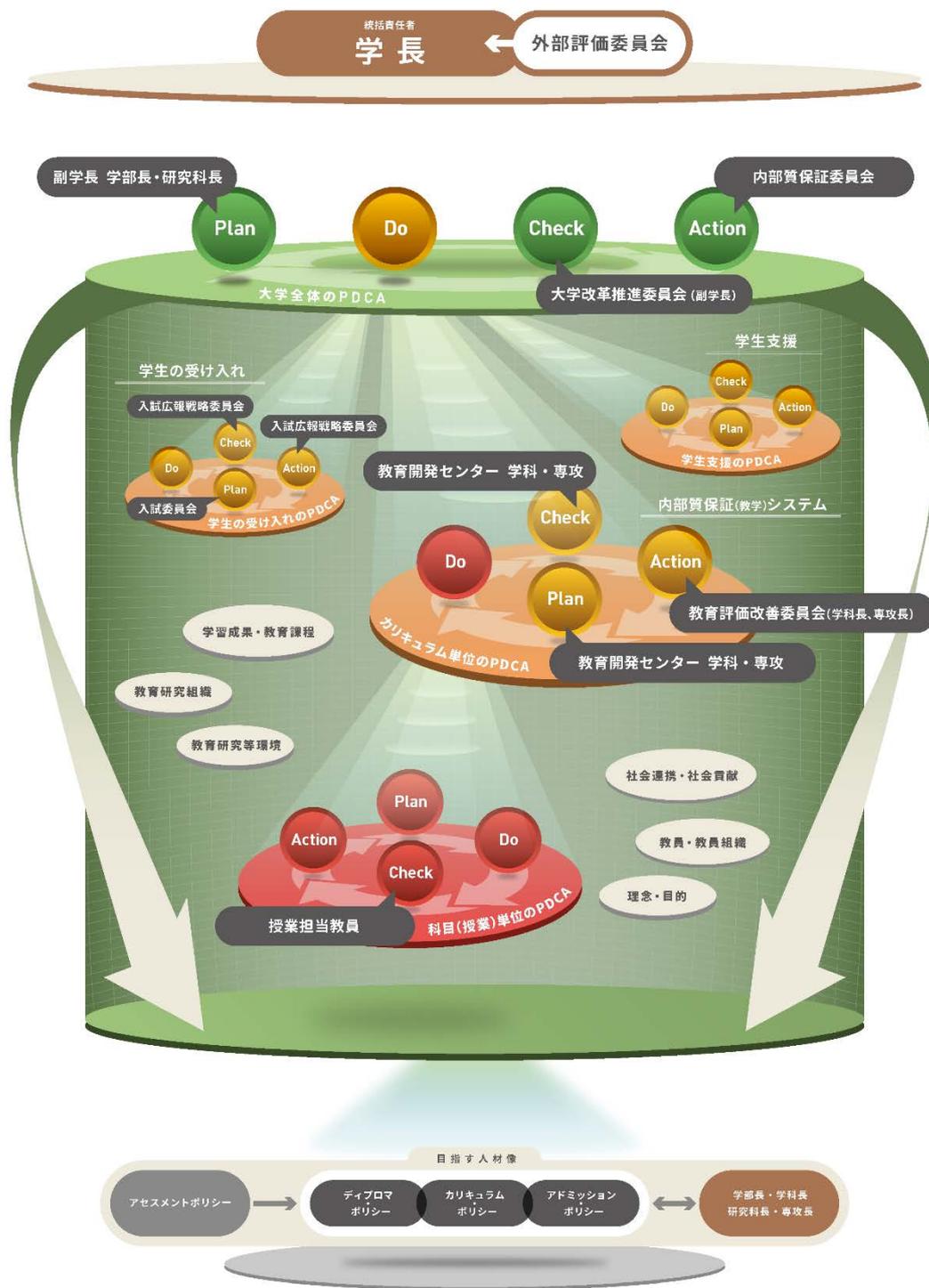
具体的には、規程第2条によると、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織とは内部質保証委員会がその任務を担うことになるが、その委員会における任務として、規定第4条

には、(1) 内部質保証を実現する体制の整備、運用、検証および改善方針の立案、(2) 大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定、(3) 大学全体の自己点検・評価活動における各種委員会ならびに研究科、各学部および各部局への指示を掲げ、図表 2.1 のように既存の各種委員会が、それぞれ自己点検を実施し、内部質保証委員会へ上申する仕組みを構築している。



**図表 2.1 内部質保証委員会が定める組織の構成**

特に、「大学全体の自己点検・評価活動」を行う上では、各学部・研究科等の各組織における自己点検・評価が前提となる。また、全学的な内部質保証推進組織における全学的な PDCA サイクルを、各学部・研究科等における PDCA サイクルとを結びつけるために、各組織における PDCA サイクルのマネジメントが重要となる。2018 年度においては、図表 2.2 に示す PDCA サイクルの構想までが具体化しており、細部にわたって PDCA サイクルのマネジメント体制を整備しつつある。



図表 2.2 工学院大学 内部質保証システム

### ○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

次に、内部質保証委員会の構成は、「内部質保証に関する規程」第3条で、(1) 副学長、(2) 学長補佐、(3) 研究科長、(4) 学部長、(5) 教育推進機構長、(6) 学務部長および次長、(7) 教育開発センター所長、(8) 学習支援部長および次長、(9) 学生支援部長および次長、(10) 入学広報部長および次長、(11) 研究戦略部長および次長、(12) グローバル事業部長および次長、(13) 学長企画室長および次長、(14) 学長が必要と認めた教職員若干名とし、教学を中心に所管する者を構成メンバーとしている（根拠資料2-1）。

また、2018年10月15日の第7回学部長・部長会議において、「工学院大学 内部質保証の方針（案）」が協議され、同月29日の第8回学部長・部長会議で承認されたが、その際に「工学院大学 内部質保証システムの評価基準に対応する委員会等」についても検討が行われた（根拠資料2-12、2-13）。これは、第3期認証評価の「点検・評価項目」に対して、本学としてどの部局が対応するのかを示す一覧として改めて明示した（図表2.3参照）。

質保証構成要素	委員会等	部門
1. 理念・目的	教授総会（学部）、大学院委員会（大学院）	学長企画室
2. 内部質保証	内部質保証委員会	学務部・IR室
3. 教育研究組織	将来構想委員会（仮称）：新規	学長企画室
4. 教育課程・学習成果	教育評価改善委員会	学習支援部
5. 学生の受け入れ	入学広報戦略委員会	入学広報部
6. 教員・教員組織	人事委員会	学務部
7. 学生支援	学生支援委員会	学生支援部
8. 教育研究等環境	将来構想委員会（仮称）：新規	学務部
9. 社会連携・社会貢献	社会連携・社会貢献委員会（仮称）：新規	学長企画室
10. 大学運営・財務	理事会	総務・人事部

**図表 2.3 内部質保証システムの評価基準に対応する委員会等**

以上のことから、現状では内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織体制の整備及びそのメンバー構成を明示できていると判断する。今後、大学内において、全学的な内部質保証推進組織の体制を維持しつつ、不足と思われる分野については新たな委員会の設置を検討し、それら各組織におけるPDCAサイクルのマネジメントを実践していく。

**点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。**

**評価の視点**

- 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
- 点検・評価における客観性、妥当性の確保

**○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定**

本学の大学学則第1条第1項には、「広く知識を授け人格の完成を図るとともに、工学及び関連分野に関する高等な理論とその応用を教授ならびに研究し、人類の福祉に貢献し得る人材を育成する」と目的が定義され、また同条第2項に「各学部・学科における人材養成等教育研究上の目的については、別に定める」と記載されている。

また、本学の大学院学則第1条1項には、「学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与する」と目的が定義され、また同条2項に「工学研究科の各専攻における人材養成等教育研究上の目的については、別に定める」と記載されている。

双方に規程にある「別に定める」とは、学生便覧・学修便覧・本学ウェブサイト等へ掲載されている内容を示しており、そこには教育研究上の目的を組み込んだ3つのポリシーを各学部・学科及び研究科・専攻ごとに策定の上、公表している（根拠資料1-13【ウェブ】）。

また「工学院大学の目指す人材像」として、次のような基本的な考え方を設定し、HPを通じて内外に広く周知している（根拠資料1-12【ウェブ】）。

「本学の教育研究の目的を踏まえた日々の学修と学生生活をとおして、どのような環境にあっても、生涯にわたって不断に成長できる実力を備えた人材の育成を目指しています。・・・」

**○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み**

PDCAサイクルを機能させる取り組みについて、例えば、各学部・学科・研究科ごとに、教育課程の体系、教育内容、授業科目区分、授業形態を学生便覧及びシラバスに示し、また履修フロー図なども明示することで、順次性や体系性を意識したカリキュラム編成を行っている。こうした教育課程の編成に関する取り組みは、2017年度に立ち上げた教育評価改善委員会で検討され、各学位課程にふさわしい教育が設定されているかのチェック（評価）を実施している（根拠資料2-14）。さらに学部と研究科をつなげたカリキュラムを検討するなど、教育評価改善委員会での役割はより大きくなっている。

特に2018年度においては、図表2.2に示すPDCAサイクルの構想までが具体化しており、細部にわたってPDCAサイクルのマネジメント体制を整備しつつある。

**○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な**

## 対応

本学では、行政機関、認証評価機関等から指摘事項を受けた場合、遺漏なく適切に対応している。そのため、2018年度における履行状況に関して、指摘を受けた事項はなかった。

### ○点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学では、自己点検・評価活動の実施に際し、2017年12月に開催された第4回内部質保証委員会において、自己点検・評価の進め方を内部質保証委員の各メンバーに周知した（根拠資料2-11）。その命を受け、各学部・学科・研究科・機構等の組織においては、自己点検・評価シートを作成する義務を負い、学部長、学科長、研究科長、機構長、事務系部長がそのとりまとめを行った。それらを基準ごとに、担当する執筆責任者へ提出し、執筆責任者は自己点検・評価報告書を作成する役割を担う。これら自己点検・評価報告書は内部質保証委員会へ上申し、2019年5月13日に審議した（根拠資料2-15）。

また、外部評価委員会の設置についても検討が行われ、規程（案）を作成するところまでは至ったが、実際の策定及び実施運用は2019年度以降にズレ込む予定である（根拠資料2-16）。

以上のことから、現状では方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは機能しているが、その有効性、実行可能性などは今後の課題といえる。今後、大学内にある各種委員会（大学改革推進委員会、内部質保証委員会、教育開発センター等）の役割を明確化し、PDCAサイクルのさらなる改良（PDCAの多重ループの構築）を図る。また、外部評価委員会の設置等、今後ステークホルダーを意識した改革を実行に移していくことで、その有効性を高めていく。

### 点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

#### 評価の視点

- 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
- 公表する情報の正確性、信頼性
- 公表する情報の適切な更新

#### ○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

2016年度までは、教育研究諸活動をはじめ、学校教育法施行規則で公表が求められている事項、財務諸表、自己点検・評価報告書等自己点検・評価の結果等が全てホームページで公表されており、法令に則った情報公表に関する実施できている状況であった（根拠資料2-4 【ウェブ】）（根拠資料2-5 【ウェブ】）。しかし、昨年度から内部質保証システムの再構築を図ったことで自己点検・評価報告書については、公表が遅れている状況となっている。2018年度においても、自己点検・評価報告書のとりまとめに時間を要した関係で、2019年度期初に公表できていない。

#### ○公表する情報の正確性、信頼性

公表する情報の正確性や信頼性が担保されるまでは、大学内で慎重に審議を重ね、適宜情報公表を実施しているが、自己点検・評価結果についてのみ審議が不十分であり、公表には至っていない。

### ○公表する情報の適切な更新

教育研究活動、財務、その他の諸活動については、適切に公表し、広く周知されている。また、大学基準協会から求められている第2期の認証について、情報公表はクリアできているといえるが、第3期で求められる水準にまでは、今のところ達していない。

以上のことから、教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況等をタイムリーに学内外に周知し、説明責任を果たしているが、自己点検・評価結果については情報公表ができていない。今後、速やかにかつ慎重に審議を重ね、自己点検・評価報告書について HP などでも広く公表し、社会に対し説明責任を果たしていく。

**点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

#### 評価の視点

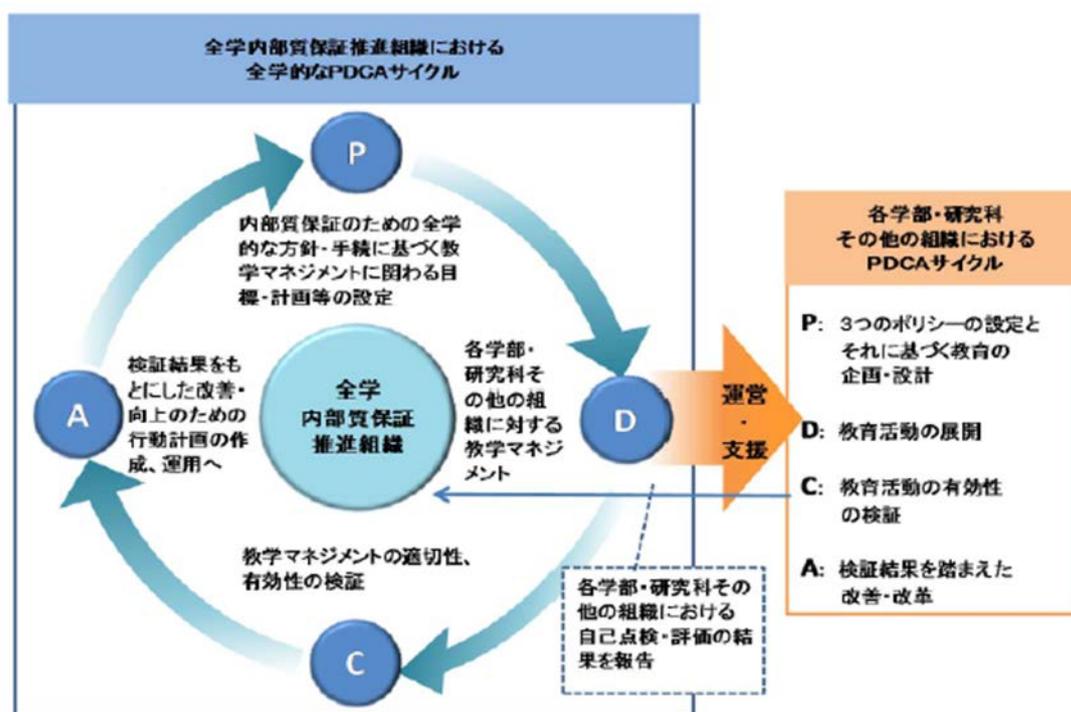
- 全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性
- 適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

### ○全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性

2017年4月に「内部質保証に関する規程」を制定し、基本的な内部質保証システムを整えることができたが、その時点での本学が推進する内部質保証システムは図表2.4のとおりであり、本学の推進する現時点での内部質保証を考えた場合、それぞれの組織レベルでのPDCAサイクルは抽象的であり、全学的なPDCAサイクルの確立にまでは至っていなかった。

2018年度においては、その改善を行うべく、図表2.2に示すとおり、内部質保証システムの細部にわたり検討した。例えば、教学分野における内部質保証システムは具象化され、科目やカリキュラムについても、P、D、C、Aの各段階において理解が深まったところである。

一方、教学以外の分野における内部質保証システムについては、検討が遅れており、例えば図表2.2で示されるとおり、学生支援の分野及び研究の分野等、その概念図は未だ抽象的といえ、全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の点検・評価には至っていない。



図表 2.4 工学院大学 内部質保証システム (2017 年度)

### ○適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

上述のとおり、各分野の連関性についての理解も未だに深まっていないため、適切な根拠に基づく内部質保証システムの点検・評価は今後の課題といえる。

### ○点検・評価結果に基づく改善・向上

そのため、点検・評価結果に基づく改善・向上も、仕組みとしては整備しているため、今後実施される予定となっている。今後、全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性を図るためにも、分野ごとに PDCA サイクルの具体的な取り組みを示すことが必要で、かつそれぞれの分野がどのように連関するか、という内部質保証の全体イメージが共有されていくようにする必要がある。

以上のことから、現状では、全学的な PDCA サイクルは明示できており、さらに教学の内部質保証についても、検討が進んだといえるが、その他の分野ごとの PDCA サイクル及びその連関性の部分が抽象的となっており、適切性及び有効性を評価するところには至っていない。結果として、点検・評価結果に基づく改善・向上も今後進めて行くところであり、大学内で内部質保証システムの点検・評価が有効に実施できるよう、分野ごとに、そして全体を連関する PDCA サイクルを整備し、2019 年度にはその適切性、有効性を担保できる状態を確立していく。

## (2) 長所・特色

前述（本基準①、②）のように、内部質保証のための全学的な方針及び手続きについて、また、その推進に責任を負う全学的な組織体制の整備及びメンバー構成の明示ができており、内部質保証に関する体制の整備は完了している。

2015年度においては、本学から公益財団法人大学基準協会へ研修員1名を派遣し（根拠資料2-6、2-7、2-8）、この研修員が1年間の出向を終え、本学に戻り、学内でSD研修等を通じて大学評価業務に関する知識及びノウハウを全学的に浸透させた（根拠資料2-9）。その結果、内部質保証に関するさまざまな関連規程等、体制整備の確立を進めることができ、組織体制の整備が進むことになった。

今後、各組織レベルでの役割を可視化し、内部質保証の有効性を意識した効果的なPDCAサイクルを推進できるよう、向上策を講じていく。

## (3) 問題点

2017年4月に「内部質保証に関する規程」を制定して、新しい内部質保証の体制整備を図ったが、現時点では内部質保証システムを構築し、そのシステムを動かし始めた段階といえる。2018年度は、組織レベルでの役割と関係を明示・可視化し、また、PDCAサイクルのうち、Pに相当する内部質保証のための全学的な方針・手続きに基づく教学マネジメントに関わる目標・計画等の設定、及びDに相当する各学部・研究科その他の組織に対する教学マネジメントまでは推進することができた。しかし、Cに相当する教学マネジメントの適切性や有効性、またAに相当する検証結果を各学部・研究科その他の組織にフィードバックし、改善・向上のための行動計画の作成・運用にまでは至っていない。内部質保証の有効性を意識した効果的なPDCAサイクルを推進できるよう、適切性や有効性の判断及び検証結果に基づいた改善・向上の具体的アクション実施が今後の課題といえる。

## (4) 全体のまとめ

2018年度については、内部質保証に関しての規程や方針及び手続きは整った。また、内部質保証システムが各学部・研究科レベルに周知され、PDCAサイクルを機能させる初期段階にまでは至ったが、その結果、様々な問題が散見された。全学的なPDCAサイクルが総体として有効に機能するためには、各組織レベルが何を担っているか、その役割の可視化が重要であり、組織ごとの具象化された自己点検・評価の仕組み構築が不足しているなどの課題も確認できた。2018年度において、内部質保証の方針及びアセスメント・ポリシーの策定等整備できたことから、今後、内部質保証システムをより有効に機能させ、ステークホルダーへの説明責任を果たせるよう、次年度に向けてさらなる整備を進めていく。

### 第3章 教育研究組織

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

#### 評価の視点

- 大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性
- 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
- 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学では、学校教育法第 85 条に基づく 4 つの学部、すなわち先進工学部、工学部（第 1 部）、建築学部、情報学部、および同第 86 条に基づく工学部第 2 部を設置している。また、同第 97 条、第 100 条に基づき大学院工学研究科（修士課程・博士後期課程）を設置している。創立当初は、1 学部 2 学科であったが、現在、図表 3.1 に示すように、4 学部 15 学科、大学院 1 研究科 6 専攻が設置されている。

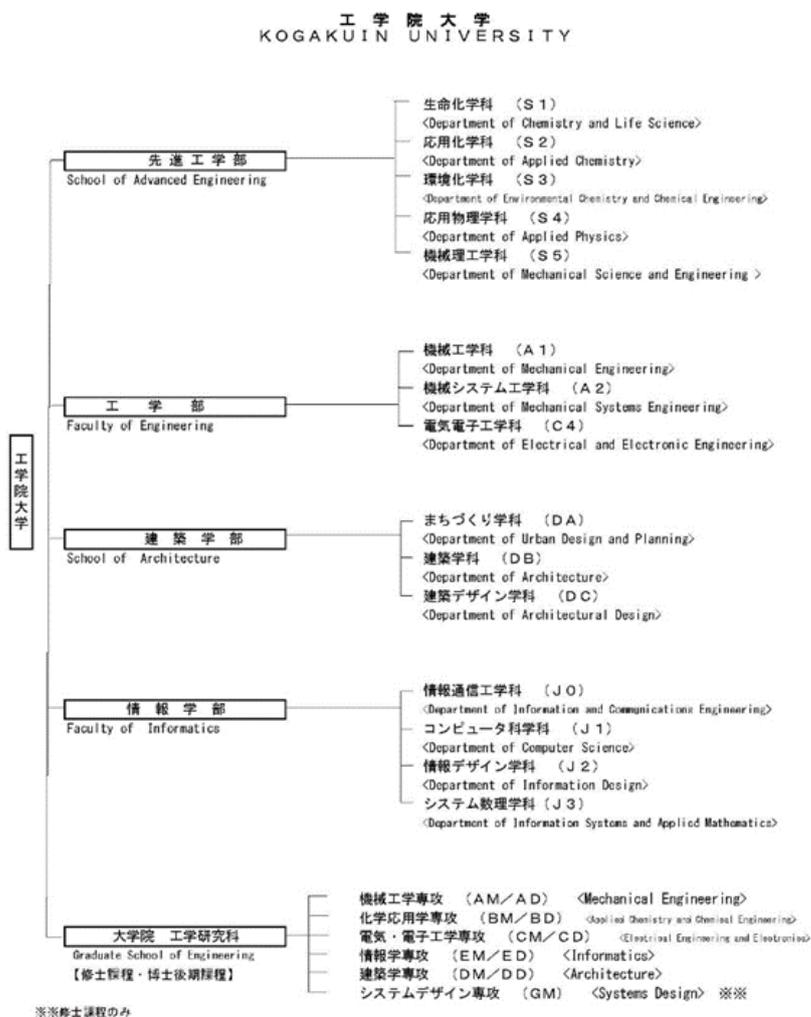
これらの学部・学科および研究科・専攻は、いずれも建学の精神である「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ「工」の精神」に必要とされる分野であり、技術をいかして社会に貢献する人材を育成するという本学の目的との適合性を保っている。一方で、多様化・複雑化・グローバル化する社会の要請にも配慮し、社会の変化に対応するため学部及び研究科の構成を検討し、2005 年度までは工学部第 1 部、第 2 部のみであった学部について、2006 年度に情報学部およびグローバルエンジニアリング学部、2011 年度に建築学部を新設した。また、2011 年度には大学院工学研究科にシステムデザイン専攻を新たに設置し、社会人入学も視野に入れた、工学関連分野と経営感覚をバランス良く兼ね備えた技術者を育成することにも取り組んでいる。他方、社会人の学部第 2 部に対するニーズは以前に比べて少なくなり、2014 年度から工学部第 2 部を募集停止としている。2015 年度には生命化学、応用物理学など、工学および関連分野の融合による科学技術イノベーションの実現を目的として先進工学部を新設し、グローバルエンジニアリング学部については先進工学部に取り込むことにより発展的解消を図った。さらに 2016 年度には、高度なコンピュータとネットワークに支えられた情報社会に対応できる技術者の養成を目的とし、情報学部に「情報通信工学科」「システム数理学科」を新設した。このほか、教職特別課程を置いている。

また、全学部の共通科目、基礎科目を担当する教育研究組織として基礎・教養教育部門を置き、一般教育、外国語、保健体育、教職・学芸員課程の教員が所属している。その他の教育研究上の基本となる組織としては、教育支援機構の下、工学教育活動の施設・設備の充実・運営を担う図書館、情報科学研究教育センター及び、ものづくり支援センター、主に高校までの学習範囲の学習サポートを行うための組織である学習支援センター、教育システムの運営と FD を推進する教育開発センターを設置している（根拠資料 3-1～3-6）。これらはいずれも全学部共通の学生の学習支援を主目的とする機関であり、技術をいかして社会に貢献する人材を育成するという本学の目的に合致したものである。また、学校教育法第 96 条に基づく附置研究所として総合研究所（根拠資料 3-7）を設置しており、学外組織との共

同研究を活発に行いその研究成果を教育へとフィードバックしている。

大学を取り巻く国際的環境等への配慮については、2013 年度に開始したハイブリッド留学は今年度から全学部展開となり新規留学先を開拓するなど発展を続け、参加者は 100 名を超えた。そのほか、語学研修や学生交換留学協定により学生を海外に派遣し、海外協定校からの学生の受け入れや留学生別科生の増加、これらの留学生をサポートする学生の増加などにより大学の国際化を推進している。一方で、学内の英語表記や留学生への英語対応については今後の課題とし、国際的環境等へ配慮する必要がある。

以上により、建学の精神と本学の目的に基づいて学部及び研究科を構成しつつ、変化する社会的要請に配慮して学部構成及び研究科構成を再編しており、附置研究所、センター等の組織は技術をいかして社会に貢献する人材を育成するという本学の目的に合致するものであるため、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であると判断できる。



図表 3.1

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究白書編集委員会を設置し、およそ3年に一回、教育研究白書「工学院大学の現状と課題」を発行の作成の過程で教育研究組織の適切性について点検を行ってきた。この点検の過程で、教育研究組織再編の必要性が生じた場合には、学長が検討ワーキングチームを招集し、検討が行われ、学長がワーキングチームの答申を必要と判断する場合には、教授会、理事会への提案を行い、審議が行われてきた。しかしながら、教育研究白書の作成は2010年度が最後となっている（根拠資料3-9）。その後は、2012年度に自己点検・評価報告書を作成する過程で点検・評価を行ったのち、学部長・部長会議や学長を中心とした学長企画会議などで点検・評価を行ってきたが、より定期的に行うのが望ましい。また、点検・評価結果に基づく改善は十分とはいえないのが課題となっており、2017年度に制定された「内部質保証に関する規程」（根拠資料3-10）に従い自己点検・評価を行うこととした。

## （2）長所・特色

「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ「工」の精神」という建学の精神を大切にしながら、時代の変化に対応するため、2006年度に情報学部を、2011年度に建築学部、2015年度に先進工学部を新設し、従来からの工学の枠にとどまらない大学として発展させている。2006年度に設置した情報学部は、ソフトウェアやコンテンツの重要性の高まりを受けて設置した学部であり、高度なコンピュータとネットワークに支えられた情報社会の到来において、情報関連技術の高度化と知識量の拡大に柔軟に対応でき、安全安心な社会を実現し、人々が快適な生活をおくることに貢献できる技術者を養成する目的の下、2016年度に2学科を新設しており、社会のニーズを反映している。2011年度に設置した建築学部においても、従来の「建築工学」ととどまらず、デザイン、まちづくりなど、技術を核にしながらも工学系の要素にとどまらない多様な分野にフィールドを広げることで、研究、社会貢献、学生募集ともに幅が広がることとなった。2015年度に設置した先進工学部では、未知なるブレークスルーによる科学技術イノベーションが求められている現代社会に対応するため、物理学、化学、生物学等の基幹的な自然科学の基礎を確実に身につけ、それらを融合してより高度な科学技術の創造に取り組み、社会の発展に貢献できる人材の育成を行っている。

また、附置研究所としての総合研究所は、学部学科から独立した組織となっており、その下にある各研究センターの活動は全学部学科の学生に開放しており、教員が研究に基づいて教育を行っている。技術をいかして社会に貢献する人材を育成するという本学の目的達成のために、最先端の研究活動が教育活動に反映されている点は本学の長所であるといえる。学部・学科の再編については、社会の動向に合わせて今後も引き続き検討していく必要があり、2017年度には“21世紀型ものづくり”を支える理工系人材の育成と、先端領域で創成能力を発揮する高度な技術者・研究者を育成すべく、2019年度から先進工学部機械理工学科

に2専攻を新設することを公表した。

技術をいかして社会に貢献する人材を育成するという本学の目的に従い、変化する社会のニーズに対応すべく、以上のように学部・学科の新設・再編をスピード感を持って果敢に行っている点、また、最先端の研究活動が教育活動に反映されている点が本学の特色であるといえよう。

さらに検証を進め改善すべきところは改善しながら、今後、さらにこれを効果的なものとするよう、「内部質保証に関する規程」（根拠資料 3-4）に従い継続的な自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めるといった向上策を講じていく。

### （3）問題点

教育研究上の基本となる組織として、教育支援機構の下、様々なセンターを設置しているが、教育改善の中心を担う組織が必要であると考ええる。

学内の英語表記や留学生への英語対応については今後の課題とし、国際的環境等へ配慮する必要がある。

定期的な点検・評価と、その結果をもとにした改善について、定期的・継続的に行えておらず、「内部質保証に関する規程」に従い自己点検・評価を行うよう、全学一丸となって対応していく。

### （4）全体のまとめ

「現状説明」として記述したように建学の精神と本学の目的に基づいて学部及び研究科を構成しつつ、変化する社会的要請に配慮して学部構成及び研究科構成を再編しており、技術をいかして社会に貢献する人材を育成するという本学の目的に合致するものであるため、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるといえる。

長所として挙げた、学部・学科の新設・再編をスピード感を持って果敢に行い社会のニーズに対応している点、また、最先端の研究活動を教育活動に反映している点について、これを一層有効なものとするべく、自己点検・評価による成果の検証を続けていくことで、前述の本学の目的のさらなる実現に努めていく。

## 第4章 教育課程・学習成果

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

#### 評価の視点

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学では、2017年度より3つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入の方針」）を改め、工学院大学のHPに研究科全専攻・全学部全学科の「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」（根拠資料4①-1）を公表している。

これは、2016年3月31日に中央教育審議会が示す「3つの方針の策定および運用に関するガイドライン」を受け、3つの方針がそれぞれ教育の内部質保証におけるPDCAを機能させるとともに、三者の関係をわかりやすく示し、学生が身につける資質・能力を明確にした方針に改めるという全面的な見直しであり、本学において変更した点は、「工学院大学の目指す人材像」（根拠資料4①-2）を作成し公表したこと、「学位授与の方針」に示す工学研究科の「高度な知識」の部分を中心に各専攻に、また、学部においては「専門分野の知識・専門知識の修得」の部分を中心に各学科に落とし込み、それぞれの学生が身につけるべき能力を、より具体的に示した点である。

例えば、工学研究科機械工学専攻においては、専攻する研究領域における高度な専門知識を身につけるとし、エネルギー工学や材料・加工工学等、工学の様々な分野における課題解決、研究推進の手段を学び、自ら活用できる人材になるよう育てる工夫を凝らしている。

また、工学部機械工学科では、具体的に機械工学の主要分野四力学（流体力学、熱力学、材料力学、機械力学）・材料・設計及び加工の知識を身につけるとして、学部の特徴を活かしながら、全学的な基本方針に基づいて策定している。

本学における「学位授与の方針」の変更手続きの経緯は、ワークショップやSD/FD研修会（根拠資料4①-3）を行い、ポリシー策定の深化・内部質保証及び今後の授業改善について検討を重ね、大学執行部及び教育開発センターが主導となって、3つの方針の全面的見直しに着手し、学部長・部長会、大学院委員会及び教授総会を経て、2017年4月に新たな「学位授与の方針」をHPの大学全体と各専攻・各学科の頁に公表した。また、平行して立ち上げた内部質保証委員会や教育評価改善委員会（根拠資料4①-4）では、2018年度に自己・点検システムの組織上の問題点等を改めたが、同時に教育開発センターの役割の見直しを行うなど課題（根拠資料4①-5）を整理し、学位授与の方針の検証に努めた。

以上、本学の学位に相応しい学習成果であるかの検証は、内部質保証委員会や教育評価改善委員会で行われており、誰もが容易に参照できるHPという方法で公表していることから、適切に学位授与方針を定め、公表していると判断できる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

#### 評価の視点

○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学では、2017年度より3つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入の方針」）の見直しを行い、工学院大学のHPに研究科全専攻・全学部全学科の「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」(根拠資料4②-1)を公表している。

これは、2016年3月31日に中央教育審議会が示す「3つの方針の策定および運用に関するガイドライン」において、「教育課程編成・実施の方針」は「学位授与の方針」を踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学生の学修方法・学修過程の在り方を具体的に示すよう求められており、本学では各学科が示す配当科目に「学位授与の方針」で得られる項目を紐付けしているが、「学位授与の方針」の改正に連動して2017年度より項目数を5項目から4項目に変更した。

教育課程の体系・教育内容・授業科目区分・授業形態については、学生便覧(根拠資料4②-2)・シラバス(根拠資料4②-3)に示してある。なお、上述のように学部においては、学生便覧に科目毎に学位授与方針を紐付けてあり、関連性を示すことができているが、課題であった大学院と学部をつなげたカリキュラムについては、2018年度より同じ会議体(教育評価改善委員会)で具体的に審議できるようになった。これからさらに検討を重ね、学部と同様に学位授与の方針に紐付け、精度の高いカリキュラムにしていく。

本学における「教育課程編成・実施の方針」の変更手続きの経緯は、教育開発センターが主導となり、カリキュラムに精通した教員を中心に集めて「学位授与の方針」における科目の配置シミュレーションを行うワークショップや、カリキュラム・アセスメント及び達成度評価ツールとしての「ルーブリック」の活用についてのSD研修会(根拠資料4②-4)を重ね、各学科における教室会議で見直しに着手し、学部長・部長会、教授総会を経て、2017年4月から改定された方針をHPに公表した。また、平行して内部質保証委員会や教育評価改善委員会を立ち上げ、教育課程の点検システムの検証も始めており、課題については教育開発センターが主導で取り組んでいるが、2018年度の主な取り組みは、達成度を評価するための科目ルーブリック(根拠資料4②-5)を作成したことであり、全科目の完成までおよんではないが、学科毎にワークショップを実施し、全学共通のルールに基づき専門科目を完成させた。今後は外部による検証を行う予定で進めている。

以上、各学部の教育課程の編成・実施方針の内容は全学的な「学位授与の方針」に沿って明確にされており、また誰もが容易に参照できるHPという方法で公表していることから、適切に教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると判断できる。さらに精度の高いカリキュラム・アセスメントの検討が今後の課題である。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

#### 評価の視点

○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

（＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等  
＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等  
＜専門職学位課程＞理論教育と実務教育の適切な配置等）

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学では、科目の位置づけ、教育内容・方法、到達目標、成績の評価方法・評価基準は科目ごとにそのシラバス（根拠資料 4③-1）に示し、学部では各科目とプログラムの学習・教育到達目標との対応関係をシラバスの他に学生便覧中の履修フロー図（根拠資料 4③-2）にも示してあるが、2018 年度よりシラバスから科目の位置づけが見えるようナンバリング（根拠資料 4③-3）を整え、順位性への配慮を行う点検ができるようにした。

また、工学研究科の一例として建築学専攻では、講義系科目により専門分野の理論体系を学び、演習・実験系科目を通じて学生の主体的な設計制作や学会発表など計画系・技術系分野の特性を教育するなどして、教育課程編成時の順次性及び体系性への配慮をしている。

なお、2018 年度から教員の実務経験を踏まえた教育が、本学の学位に相応しい内容かチェックを行う仕組み（根拠資料 4③-4）を検討し、2019 年度シラバスに掲載する準備を行った。

グローバルエンジニアリング学部は 2017 年度に、システムデザイン専攻においては 2018 年度に J A B E E を受審し継続認定され、J A B E E 自己点検書等（根拠資料 4③-5）で単位制度の趣旨に沿った単位を定め、教育到達目標が達成できるようなカリキュラムが設計されている。

適切に教育課程を編成するための措置として、学部と研究科をつなげたカリキュラムを検討するために教育評価改善委員会を立ち上げ、各学位課程にふさわしい教育内容が設定されているかのチェックを行い、内部質保証委員会へ報告する仕組みを整えているが、2018 年度の教育評価改善委員会において、工学研究科 システムデザイン専攻から全専攻に広げられる語学教育カリキュラムの提案（根拠資料 4③-6）を行い検討が進められている。

また、時間割編成ワーキンググループでは、教育開発センターが学部学科と教育推進機構との調整を行うシステムを作り、教養教育と専門教育が適切に配置できるよう体制となっている。

工学研究科 博士後期課程においては、年度ごとに指導教員による指導のもと、研究計画書と研究報告書を提出し、2年次には公開による中間発表を義務とし、最終年度までには学術雑誌への審査付論文をそろえ、最終年度には学内外の専門家による論文公開発表会を実施するなどの教育を行っているが、2018年度には、大学院専攻長会議で検討された工学コースワークとリサーチワークの適切な配置についてのレポート（根拠資料4③-7）が提出され、検討を始めている。

以上のことから、全学的な措置が有効に機能しており、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できるが、上述のように大学院においては、コースワークとリサーチワークの配置や6年一貫のカリキュラム検討が今後の課題である。

#### 点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

##### 評価の視点

○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

##### <学士課程>

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

##### <修士課程、博士課程>

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

本学では、学生の主体的参加を促す学習の場（環境）として、ラーニングコモンズの整備を進めるとともに、学部の授業支援として、学習支援センターやスチューデントアシスタント（SA）制度（根拠資料4④-1）が利用できるように整備し、提供している。

まず、学習支援センターは、2005年度に発足し、「数学」「物理」「化学」「英語」の4教科を入学時の習熟度調査の状況で受講を促す「基礎講座」と、「教育課程の編成・実施方針」に示す多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを实践できるよう「個別指導」を設けてあり、この2本柱で充実を図っているが、2018年度より新たに推薦入学予定者対象のミニ基礎講座と新入留学生対象の留学生講座を始めた。これは早期から学力の遅れを気づかせ、学力の開きを縮めると共に、主体的に学習する習慣を身につけさせる目的を担っている。センターでは毎期、報告書（根拠資料4④-2）をまとめ、学生の動向を学部・学科と情報共有

し自己点検を行っているが、今後の方向性を検討する時期をむかえ、課題としている。

次に、2014年度に発足したSA制度であるが、現在は情報学部のみでの運営であり、専門科目のサポートを行っている。教える側（上級学生）と教わる側（下級学年）の双方に主体的な学びの効果が得られているが、2020年には新情報学部の完成年度を迎えるため、自己点検を踏まえ、その先の方向性の検討を始めたい。

なお、学習支援センターとSAの拠点は、2017年度より八王子キャンパスの新2号館（2016年度3月落成）（根拠資料4④-3）3階に移転し、新たな環境での支援を始めている。新2号館には学習支援センターの他、ラーニングコモンズ、図書館、グループ学習スペース、個人学習スペースもあり、学生の学習をサポートする環境として、施設の充実が図られた。新宿キャンパスでもアクティブラーニング室（A-1441, A-1616）設置などの環境整備が進んでいるが、2018年度には教室での講義収録や収録した動画の編集、e-learningシステムでの公開方法についてマニュアル（根拠資料4④-4）を作成し、円滑な運用が可能となり、機器面での主体的学習のサポート体制が整いつつあるが、次年度は授業での試験的な活用や、遠隔講義の実証実験を行う。

主体的な授業形態を身につけるため、学部の1年次には、基礎的な実践能力を身につけるため、少人数で行う総合文化アカデミックスキルやロジカルライティング等の科目を設け、学生の主体的参加を試みている。

また、工学研究科 建築学専攻は、一級建築士試験の受験資格における実務経験確認制度に対応したインターンシップ制度を導入し、キャリア教育を踏まえたプログラムの充実を図り、主体的参加を促す工夫をしている。

なお、キャリア教育に主眼をおいた適切な履修指導の取り組みとして、2018年度から低学年インターンシップ（根拠資料4④-5）の導入検討を始め次年度より開講するが、今後のキャリア教育を検討する組織として、教育支援機構の下に「キャリア支援センター」を立ち上げるため準備ワーキンググループ（根拠資料4④-6）の検討を始めた。

また、海外インターンシップの準備として、既に実施している中国語の北京航空航天大学短期研修においては、2018年度より企業見学プログラム（根拠資料4④-8）を加え、インターンシップのテスト運用を始めた。

学部では学科ガイダンスの実施や学生ポートフォリオ「キャリアデザインノート」（根拠資料4④-7）および「達成度チェックシート」等により、学生が学習・教育到達目標に対する自分の達成状況を学期ごとに確認し、継続的に点検する仕組みができているが、さらに今後の対策を記載させることによって点検結果を学習に反映できることになる。

成績の評価については、GPA制度を導入しているが、2018年度に全学年の情報が揃ったので、学習成果の指標としての利用検討を開始したが、追跡調査による分析では、GPA値が低いことだけを理由に退学を勧告することは適切でないという結果も出ており、GPA値を利用した履修指導に繋げるよう、次年度より公開する。なお、工学研究科においても2018年度にGAP制度導入の検討を行い、次年度運用を開始する。

成績評価方法については、同一の講義を少人数のクラスに分けて複数の教員で対応しているが、主幹となる教員が調整して成績評価、単位認定の基準を合わせる工夫をしている。

なお、先進工学部では2015年度から、情報学部では2016年度からクォーター制を導入し、数学及び物理科目等はステップアップ科目（根拠資料4④-9）を設けて学生の理解度に

合わせ、理解不足の学生が繰り返し学習できるようなクラス編成にしている。工学部でも2017年度からクォーター制が導入され、基礎科目の学部共通化が図られることとなった。

授業形態の配慮として、CAP制は2007年から取り入れ、各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置として機能しているが、学部学科改組やGPA、クォーター制の導入など本学でも数多くの変革を経ており、現状のCAP制の課題を踏まえて、2018年度に学生の履修状況から学習時間の検証を行い、制度を見直した（根拠資料4④-10）。

1992年度よりティーチングアシスタント（TA）制度を設け、基礎的な実験・演習科目の授業支援を行っているが、その目的には効果的な教育支援とともに、優秀な大学院生に対しての環境管理能力、調整能力を教育的に養うことと、大学院生の経済的処遇の一助であり、2012年度には自己点検・評価のために「業務報告書」「総合評価報告書」（根拠資料4④-12）の提出を義務化するなど、改善を図ってきているが、社会の流れによる働き方の見直しで、2018年度に実働にあわせた規程改正し、ハンドブック（根拠資料4④-13）の改定版を作成した。

授業内外の学習を活性化した効果的な教育として、2013年度より「ハイブリット留学プログラム」（根拠資料4④-14）を実施しているが、その特徴は、まず海を渡ることを最優先させ、海外で暮らしながら国際感覚や語学力を養成させていくことを最大の目的に、各学部のカリキュラムにあわせ、建築学部は4ヶ月、他の学部は約10週間のプログラムを用意している。自己点検のしくみについては、2017年度に「工学院大学ハイブリット留学規程」「工学院大学ハイブリット留学運営委員会規程」を整備し、2018年度より運営委員会が立ち上がりプログラムの検証が行われ、また、外部評価委員会（根拠資料4④-15）も機能し円滑な運営が可能となった。なお、検証の指標として参加学生にTOEICを受験させて、効果の分析等も一部で始めている。今後は継続したデータ蓄積を行い、効果の検証・改善を図ってきたい。

また、留学生を受入れる体制として、2017年度より工学研究科においては、英文によるシラバス整備（根拠資料4④-16）が完了し、英語による効果的な授業配置を進めているが、訪日学生はもとより、全学生の語学力強化につなげるための施策であり、今後、学部シラバスの英文化も課題と考えているが、2018年度は、まず現状の課題である科目の英文標記上の不備を整えるための提案を行った。

その他に、社会で求められている汎用的な能力・態度・志向-ジェネリックスキルを育成するプログラムとしてPROGテスト（根拠資料4④-17）やTOEICの団体受験（2016年度より開始）を実施し、教育開発センターにおいて点検結果を学習に反映させる検討をしているが、2018年度よりGPS（根拠資料4④-18）（「GPS=Global Proficiency Skills program」という大学入学前にどれだけの力があるかを確認する検査）は、今後社会で必要となる「問題を解決する為の力を批判的・創造的・協働的思考力」で検査するもので、問題は思考力検査（批判的・創造的・協働的思考力の3領域）とパーソナリティ（態度）を測定するプログラムの運用を始めた。

工学研究科においては、研究指導計画を修士課程の学生全員に便覧にある「科目の履修方法、学位論文等」「目標設定および達成度評価」（根拠資料4④-19）提出を義務付けており、博士後期課程の学生については、出願時に研究計画書を作成していたが、入学後に提出するよう教育制度の改善を行っている。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じ、

自己点検・評価を行っているとは判断できる。今後はさらに GPA や TOEIC の団体受験、GPS 等の指標を用いた分析を行い、効果的な教育の施策につなげたい。

**点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。**

**評価の視点**

**○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置**

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

**○学位授与を適切に行うための措置**

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与

成績評価の適切性について、本学では、単位制度に則りシラバスに示す「具体的な到達目標」「成績評価方法」を用いて単位認定を行っている。「具体的な到達目標」は、「何ができるようになるのか」「どのような知識を得ることになるのか」を「学位授与の方針」「教育課程の編成・実施の方針」との整合性に留意し、到達可能な具体的内容を示すようにしてあり、専攻長及び学科長が当該カリキュラム全てのシラバスを点検する仕組みになっている。

また、成績評価方法は、学部はGPA制度を2015年度より導入し、2018年度末に全学年分のデータが揃うことになる。また、工学研究科については次年度より導入するため、2018年度に検証を行った（根拠資料4⑤-1）。

なお、試験実施時に不正行為（根拠資料4⑤-2）が行われないような工夫や、複数クラスに分かれる同一科目においては、担当教員間で調整を行うなど、授業内容・試験運営や採点方法の統一を図り、成績評価の厳格性を担保しているが、2018年度に現状の試験実施体制上の問題に則した改正を提案し、教育評価改善委員会に諮った。

学位授与の適切性については、学位授与条件は学則（根拠資料4⑤-3）に明示し、HPという誰もが容易に参照できる方法で公表していることから、適切と判断している。

また、学位授与に関わる責任体制や手続きの明示については、各学部・各学科において卒業要件の概要、発表、研究論文の提出あるいは実施日時を提示し、適切に明示が行われており、学科の卒業判定会議及び全学の教授総会において学長が意見を聴いて承認する体制を整えているが、審査基準等は具体的に明示されておらず、今後の課題と認識している。

工学研究科の学位授与条件は工学院大学大学院学則（根拠資料4⑤-4）に明示しHPに公開している。各専攻では中間審査会2回、最終審査会1回を実施し、博士後期課程では査読付論文の執筆を義務付けることで、修了要件の明示は適切に行われている。また、学位論文審査は主査1名と副査2名以上の体制で評価し、学位授与の客観性、厳格性の担保に努めて

いる（根拠資料 4⑤-5）。

編入学者等の既修得単位の適切な認定については、「編入学者等の入学前既修得単位認定取扱規程」に則り対応しているが、2018 年度に規程（根拠資料 4⑤-6）の確認を行い、不備を改めた。

以上のことから、単位認定及び学位授与の措置は客観性、厳格性を担保し、適切に講じていると判断できるが、G P A 値の利用や、審査の基準等については課題も残っている。

### 点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

#### 評価の視点

○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

本学では、学習成果の測定方法として、外部試験を積極的に取り入れているが、2018 年度より G P S（今後社会で必要となる「問題を解決する為の力を批判的・創造的・協働的思考力」で 検査するもので、問題は思考力検査（批判的・創造的・協働的思考力の 3 領域）とパーソナリティ（態度）を測定するプログラム）の測定を始めた。なお、以前からジェネリクススキルを育成する P R O G テスト（根拠資料 4⑥-1）や、全学部の 1 年生を対象に T O E I C を受験させ、効果の分析（根拠資料 4⑥-1）を行うなど、様々な教育成果の測定に利用しているが、学内においても、例えば、本学で毎年開催している科学教室（根拠資料 4⑥-2）の演示に参加する学生に対して、ルーブリック指標を用いた成長度を測る調査（根拠資料 4⑥-2）において、科学教室実施前と実施後の調査結果では、目的意識・成果意識、問題解決力、時間意識、リーダーシップ、チーム協働力等の成長が見てとれた。子どもたちに理解してもらおうとすることで、相手の立場にたって考えること、相手にわかりやすいように（専門知識を知らない子どもたちにわかってもらうように）説明することの大切さ、難しさ、やり方を学んだ学生が多く、学習成果を適切に把握ができているといえる。

また、卒業時に成果測定を目的にアンケート（根拠資料 4⑥-3）を実施しているが、今後は様々な情報（入試・履修・課外活動等）を加えた追跡調査や、卒業生や就職先企業への意見聴取も課題としている。

なお、工学研究科の修士課程は、指導教員、副指導教員と十分議論し「修士論文・目標設定」を、さらに半期ごとに「修士論文・自己達成度チェック」の提出を義務づけている。また、博士後期課程は、指導教員、副指導教員と十分議論し 1 年ごとに「研究計画書」及び「研究報告書」を提出することで、自己点検して学習成果を測定するための指標としている。（根

#### 拠資料 4⑥-4)

学習成果の評価については、学生便覧に提示されている基準にしたがって評価を行い、学科及び本学の卒業判定会議及び修了判定会議にて審議・承認されている。

分野の特性に応じた学習成果を測定する指標として、現状（工学部）では、学生は学生便覧に提示されている基準に従って、学習・教育目標達成度チェックシート（根拠資料 4⑥-5）による自己点検を行っている。また、特別講義やインターンシップ（根拠資料 4⑥-6）に参加する企業や学生の就職対象となる企業との懇談会実施により、ものづくりを目的とする企業の目線を考慮し、本学の人材育成方針と重ね合わせて本学が育成する技術者像を定めているが、2018 年度には、全学で評価の指標となる科目ルーブリックを整備し、客観的な評価を行うための研修会（根拠資料 4⑥-7）を実施して情報を共有している。

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価する措置を講じていると判断できるが、科目ルーブリックの活用が今後の課題であり、その検証も外部評価を取り入れる予定である。

**点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

#### 評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

○点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程の内容、方法の点検として、2018 年度より教育改善WGを教育開発センターの下に作り、FDハンドブック（根拠資料 4⑦-1）の編集を行った。今回、「学生に寄り添う教育改善」と題して、体の機能障害、セクシャリティ、孤立する学生の配慮、言語や文化の違い等、様々な課題を整理し、点検の指標として位置づけた。また、2018 年度より授業評価アンケートを Web 化し、回答結果をスピーディに開示できるようにした。回答率の向上等課題は残るが、アンケート結果を考慮して改善・向上に向けた取り組みのあった教員に対して、ベストティーチャー表彰を実施し、FDハンドブックに授業運営のコツを掲載するなど工夫点を教員間で共有している。なお、授業評価アンケート結果は開示され、教育活動の点検が行われていることは、教室会議議事録及び教育評価改善委員会議事録（第 1～4 回）から確認することができる（根拠資料 4⑦-3）。

点検結果をもとにした改善・向上の検証方法として、SD/FD研修会を定期的実施し、教育を取り巻く社会の情勢や本学の状況について情報を共有しているが、その他に、外部の意見を聴く場として、父母懇談会、産学懇談会（根拠資料 4⑦-4）などを利用して、ステークホルダーの要求に配慮している。また、2017 年度にはアドバイザーボード（根拠資料 4⑦-5）を立ち上げ、意見を聴いているが、今後は学生の意見も聴くシステムも検討をはじめたい。

なお、教育における自己点検報告書は、教育評価改善委員会から内部質保証委員会へ提出

(根拠資料 4⑦-6) し、P D C Aのチェックが行われているが、今後は深く掘り下げて学習成果の把握・評価方法を開発する必要があるがカリキュラムに関しては、科目ループリックを用いた点検を始めている。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを適切に講じていると判断できる。

## (2) 長所・特色

本学の特筆すべきプログラムは、ハイブリット留学と科学教室である。

まず、ハイブリット留学は、学生の学習を活性化するための効果的な措置として実施しているが、まず海を渡ることを最優先させ、海外で暮らしながら国際感覚や語学力を醸成させていくという教育効果に重点を置いた取り組みである。また、C A P (キャンパス・アテンディング・プログラム) によって海外協定校からの外国人学生を迎え入れ、ハイブリッド留学に参加しない学生にもキャンパス内で異文化交流の機会を設けている。運営委員会を立ち上げ、外部評価も行い、点検のしくみも整った。

次に科学教室だが、毎年夏休みに実施している取り組みで、今年 25 年目を迎え、小中学生を対象に、2 日間で約 8,000 名の参加者を集め、約 80 の演示テーマに約 900 名の学生が携わり、目的意識・成果意識、問題解決力、時間意識、リーダーシップ、チーム協働力等を養い、活躍できる卒業生を社会へ送り出すことを目的にしているが、ループリックを利用した自己点検や、参加者アンケート、企業および地方自治体(八王子市をはじめとする近隣市町村や諏訪市)等と連携したプログラムであるが、今後、目的を高大接続につなげて検討していく。

また、教育課程の内部質保証システムについては、2016 年度から検討を始め、2017 年度に内部質保証委員会や教育評価改善委員会が立ち上がり、自己点検を行うしくみが完成した。今後、学部と大学院のカリキュラムをつなげることを課題としているが、教育評価改善委員会が検討することができるようになり、さらに効果的なシステムになるよう検証を続けてカリキュラムのスリム化といった向上策を講じていく予定である。

## (3) 問題点

「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」に則した、学部と大学院をつなげたカリキュラムを検討中であるが、組織の調整に時間を要し、完成に至っていない。

学部においては、2015 年度にG P A制度を導入し、2018 年度に全学年のデータが揃い、指導の指標としての検証を始めた。今後、取得単位とあわせG P A評価の関連性を分析して就学指導(進級および退学要件等も含む)に利用したい。なお、2018 年度には工学研究科のG P A導入にむけての整備も終わり、次年度より対応することになった。

また、点検結果の適切性については、教育評価改善委員会から内部質保証委員会へ自己点検報告書を提出することで体制は整ったが、「学習成果の把握・評価方法の開発」は未整備であり、今後、さらにそのしくみを検討し、分野の特性に応じた学習成果を測定する指標の開発として「科目ループリック」の活用が重要と考える。

#### (4) 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本学では「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」を踏まえた教育活動が展開されており、学位課程において概ね、適切な教育が実施されているといえる。

今後は、特色としてあげた教育課程の内部質保証システムを、より一層有効なものとするべく、学部と大学院をつなげたカリキュラムを実現させ、教育課程の体系的な編成による検証をしていくことで、本学のめざす教育理念の実現に努めていく。

一方で問題とした学習成果を測定する指標については全学的課題として早急に改善すべく、2020年度までに「アセスメントポリシー」の構築を開始し、科目ルーブリックの全学的定着を進めていく。

## 第5章 学生の受け入れ

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」を建学の精神とし、「無限の可能性が開花する学園」を理念としている。建学の精神・大学の理念に基づき、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえ、学生の受け入れ方針を定め、その内容をホームページ（根拠資料 5-1）、入試ガイド（根拠資料 5-2）、募集要項（根拠資料 5-3）、大学院案内（根拠資料 5-4）、大学院募集要項（根拠資料 5-5）に掲げている。

本学は、入学者受け入れ方針として、志望する分野の科学技術をチームで共に学び、国際社会の中でそれを生かす意欲と関心とを有する人物を入学生として求め、多面的基礎学力（数学や英語基礎的運用能力）を有する人物を入学者として受け入れている。各学部は、この大学全体の学生の受け入れ方針に基づき、学部毎及び学科毎に方針を設定して、これを公表している（根拠資料 5-1、5-2、5-3）。工学研究科は、修士課程、博士後期課程の方針及び専攻毎の方針を設定して、これを公表している（根拠資料 5-1、5-4、5-5）。

各学部・研究科の入学者受け入れ方針には、卒業後に想定される進路を例示し、また、高等学校における履修に必要な具体的な教科・科目名を掲げるなど、入学前に身につけていることが望まれる能力、知識についても示し、入学生に求める学生像の周知に努めている（根拠資料 5-1、5-2、5-3、5-4、5-5）。その水準に関しては、入試科目・出題範囲を示す形で入試要項に記載し、受験生に周知している（根拠資料 5-2、5-3、5-5、5-6、5-7）。

また、学則（大学学則第 22 条及び大学院学則 29 条、30 条）に定められた入学資格を有する者に対し、選考の上合格者を決定している。選考は、学力検査、書類審査、面接等の方法により行っている。

以上のことから、学生の受け入れ方針を適切に設定し、公表していると判断する。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点

- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 公正な入学者選抜の実施
- 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

学生の受け入れ方針に基づき、本学では、多様な学生募集方法を設けている。

学部入試は、大学入試センター試験利用を含む「一般入試」、AO入試、指定校制推薦入試、公募制推薦入試、海外帰国生徒特別入試、国際バカロレア特別入試の「AO・推薦・特別入試」、編入学、外国人留学生入試の「その他の入試」に区分することができる（根拠資料5-2、5-6）。

「一般入試」では、知識・技能が求める水準に到達しているかを重視し、各学科が掲げる分野の基礎学力を修得していることを評価すべく、学科毎に試験教科・科目を設定し、筆記試験の得点を選抜の基準にしている（根拠資料5-2、5-3、5-6）。なお、今年度より、学習指導要領に沿った入学者選抜方法として、一般入試に「英語外部試験利用入試」を導入した。

「AO・推薦・特別入試」、「その他の入試」では、知識・技能を備えた上で、思考力・判断力・表現力並びに主体性、多様性、協働性を有しているかを重視している。AO入試では、エントリー時にエントリーシート、小論文の提出、出願時にレポート課題の提出を求め、書類審査、演習支援参加、プレゼンテーション、面接等により、総合的に判定している（根拠資料5-2、5-3、5-6）。推薦・特別入試では、出願時に志望理由書の提出を求め、書類審査、面接、基礎学力調査、各種資格（検定）等により総合的に判定している（根拠資料5-2、5-3、5-6）。

また、学長の下、新入試WGを設置し、2021年度入試について検討を行った。入学者選抜に関する基本方針、一般選抜、総合選抜、学校推薦型選抜の各入試区分の概要案を策定し、学長企画会議、入学広報戦略委員会に諮り、学長が教授総会の意見を聴いて、この方針を決定した（根拠資料5-8、5-9、5-10）。今後、入学者選抜の実施方法等、詳細は入学試験委員会で検討する。

大学院入試は、「一般入試」、「社会人特別選抜」、「外国人留学生入試」、修士課程においてのみ「学内推薦入試」、「協定大学特別推薦入試」、「公募制推薦入試」を設けている。入試種別により選考方法は異なるが、書類審査、学力試験、面接試験等により判定している（根拠資料5-4、5-5、5-7）。

「一般入試」、「社会人特別選抜」、「外国人留学生入試」は、9月と2月の年2回実施し、また、「社会人特別選抜」及び「一般入試 博士後期課程」では、入学時期を4月の他に10月に設け、門戸を開いている。（根拠資料5-4、5-5、5-7）。

○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

入学者選抜の実施計画については、大学の包括的な最終責任者である学長の下、副学長（ア

ドミッション担当) 及びアドミッションセンターが中心となり、実施の前年度より体制を整備している。学部入試では、入学試験委員会、入試判定会議を核とし、各学部・学科での会議と連携し(根拠資料 5-11、5-12、5-13)、大学院入試においては、大学院専攻長会議を核とし、各専攻での会議と連携し(根拠資料 5-14、5-15)、実質的な議論を行っている。

各種別の入学者選抜を公正に実施・運営するため、学長を本部長、副学長(アドミッション担当)を副本部長とする入試実施本部を立ち上げ、実施体制を構築している(根拠資料 5-16)。また、工学研究科においても、学長の下、体制を構築している。

合格判定については、各学部・学科、研究科各専攻において、それぞれの入学試験における試験結果等を基に合格判定案を作成している。学部入試の案については、受験生に対する配慮から可否の速報性を重視し、学部長、学科長、幹事、出題委員などからなる入試判定会議(根拠資料 5-13)での審議を経て、学長が教授総会(根拠資料 5-9)に意見を聴いて決定している。大学院入試においては、大学院専攻長会議(根拠資料 5-15)での審議を経て、学長が大学院委員会(根拠資料 5-17)に意見を聴いて決定している。

一般入試の入学試験問題の作成及び採点に関しては、取り扱い内規を定め出題科目毎に出題採点委員会(根拠資料 5-18)を設置し、入学試験委員会委員長である副学長(アドミッション担当)が全体の統括責任者を務めている。科目間での不公平(難易度に大きな隔たり)がなかったか、出題範囲を超えるような問題はなかったか、不適切な出題はなかったか、などの検証を行い、次年度の出題への参考にしている。

また、学生の受入方針に則った優れた入学者確保のため、2017年10月1日に設置した「工学院大学入学広報戦略委員会」において、入学方針策定、入学広報戦略、その他、入学者選抜に関わる重要事項についての企画、立案、点検・評価および改善を行っている。副学長(アドミッション担当)が委員長となり、委員は、各学部、教育推進機構、大学院研究科が選出する教授各1名等により組織している(根拠資料 5-19、5-9)。

### ○公正な入学者選抜の実施

公正な入学者選抜の実施にあたり、一般入試、学力試験を課す推薦入試においては、監督実施要領(根拠資料 5-20)に基づき、監督者に監督業務の流れ、留意点、想定される事例と対応措置等について、事前に周知・徹底している。また、面接試験を実施する入試においては、評価項目、面接にあたっての心得等を事前に周知・徹底している(根拠資料 5-21)。

また、公正な入学者選抜の実施を担保するため、受験生から成績開示請求があった場合には、学部一般入試の不合格者を対象に、入学試験の成績(各科目の得点・合格点)の開示を2017年度より開始した。

### ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

入試受験上の配慮や修学上の配慮を希望する受験生については、出願に先立ち、アドミッションセンターに問い合わせよう入試ガイド、募集要項等で周知している(根拠資料 5-2、5-3、5-5、5-6、5-7)。必要に応じて、受験生との事前面談の実施、出身学校での学習や生活上の配慮、支援内容を聴取するなど、可能な限り配慮措置を講じて、公平な入学者選抜実施に努めている。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

**点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

評価の視点

○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・ 入学定員に対する入学者数比率
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<修士課程、博士課程、専門職学位課程>

- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率

教育・研究上の諸要件や教育の質保証の観点から踏まえ、学生に対する適切な教育環境の確保を前提として入学定員及び収容定員を設定し、学則に定めている（根拠資料 5-22、5-23）。過剰に学生数が多くなならないよう、また定員数を割ることのないよう、過去数年にわたる入試実績データ（根拠資料 5-2）に基づき、各学部学科、研究科の管理・責任の下、教授総会、大学院委員会で慎重に合格判定を行い、入学者数及び在籍学生数を適正に管理している。文部科学省が2016年度から定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて、また、2017年度から学部の新設等の認可基準について、それぞれ厳格化の方針を打ち出したが、本学ではそれ以前から、上記の通り入学定員及び収容定員と在籍学生数について、適切に管理している。

2018年度は、修士課程の定員変更について、大学院専攻長会議において審議を行った。2012年度から2018年度9月入試までの入学状況を勘案し、大学院委員会の意見を聴いて、以下の定員変更を学長が決定した（根拠資料 5-15、5-17）。2018年12月に文部科学省に収容定員変更の届出をし、受理された。

機械工学専攻 60名→70名、電気・電子工学専攻 40名→60名、システムデザイン専攻 20名→10名

2018年度の入学定員充足率及び収容定員充足率については、全学部の平均値は、入学定員充足率 0.98、収容定員充足率 1.05 であり、また、大学院工学研究科修士課程の収容定員充足率は 1.01 であり、収容定員の適切な管理がなされている。博士後期課程においては、2017年度には2016年度の 0.42 から 0.62 に少し改善が見られたが、2018年度は 0.67 と前年度比はほぼ横ばいであり、依然として未充足状態が続いている。（大学基礎データ表 2）。

以上のことから、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収

容定員に基づき適正に管理していると判断できる。

**点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

#### 評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れの適切性について、入学試験委員会・大学院専攻長会議及び2017年10月1日に設置した「工学院大学入学広報戦略委員会」において、全学的に点検・評価及び改善を行っている。具体的には、入試種別毎の募集人数や試験科目の設定の適切性を毎年度、各学部・研究科にて策定したものを、入学試験状況と在学生の学修状況をあわせて検証し、入試制度の見直しを行い、毎年度行われる点検・評価を次年度に向けた改善・向上につなげている。また、これらのデータは入学試験委員会、大学院専攻長会議を中心に全学的に共有し、教育改善に反映させる仕組みを模索している。

指定校制推薦について、毎年度、学部学科毎に過去の推薦実績や入学後の成績などをもとに入学試験委員会で指定校の検証を行い、見直しをしている。また、学習指導要領に沿った入学者選抜方法として、学部入試今年度より「英語外部試験利用入試」を導入した。

以上のことから、多様性のある学生を受け入れるための適切性について定期的な点検・評価を実施しており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

#### (2) 長所・特色

なし。

#### (3) 問題点

「学部総合入試」は、具体的な学科決定までは至らなかった受験生の受け入れ先となっており、入学後の授業を学ぶ過程で進路決定を行えるメリットがあるが、学部間での収容人数や教育の考え方に違いが出ているため、学生の学科決定に至るアンケート調査などの分析を急いでいる。また、この入試枠によって収容定員の適正化を実現している学部もあり、多面的に検証を行う必要がある（大学基礎データ表2、大学基礎データ表3）。

博士後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率は、改善が見られるものの、依然として未充足状態が続いている（大学基礎データ表2）ため、学生が博士後期課程進学を選択肢として考えるに至るような施策を検討している。

#### (4) 全体のまとめ

2018年度については、「現状説明」として記述したように、全体として学生の受け入れ方針に則して実施されており、点検・評価のPDCAサイクルがある程度確立され、全学的に概ね適切な学生の受入が行われているといえる。

2019年度は、2020年度の入学者選抜の実施に加え、2021年度以降の入学者選抜について検討していくことになるが、PDCAサイクルを確実に回し、多様性を持った学生を適切に受け入れるための入試選抜の実施に努めていく。

## 第6章 教員・教員組織

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

#### 評価の視点

##### ○大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

##### ○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

##### ○大学として求める教員像の設定

はじめに、大学として求める教員像の設定について、大学全体として確定したものがないため、早急に整備する必要がある。併せて、本学における教育体制についても、学科・専攻定員制度の見直し、高大接続、6年一貫性（学部＋大学院）、適切な教育組織・教員組織の見直しなど、これら優先課題の検討をはじめているところであり（根拠資料 6-22）、優先課題に対応するためにも、各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針が、学部・大学院・機構レベルで明示されることが重要といえる。

##### ○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示

次に、各学部・研究科・機構の教員組織の編制に関する方針の適切な明示について、大学として求める教員像や教員組織の編制に関する方針が、明確になっている学部等もあれば、明確になっていない学部等も存在する。例えば、建築学部においては、年度当初に「建築学部人事将来構想」を確認し、教員の能力等について、建築学部教授会において審議している（根拠資料 6-23）。併せて、「専門分野別教員配置体制計画」を更新し、教員組織の編制に関する方針を明示することで、教員の役割、連携は適切に行われており、また教育研究に係る責任の所在も明らかとなっている（根拠資料 6-23）。また、他の学部学科等も同様に、教員組織の編制に関する方針を明示している。

一方、先進工学部は2015年4月に設置した学部であり、生命化学科、応用化学科、環境化学科、応用物理学科、機械理工学科の5学科を有するが、各学科の中で人事将来構想が確認され、教員の能力等についても、各学科の中で審議されている。その意味で、先進工学部として検討されてはならず、どの分野に教員がどのくらい必要かといった議論は各学科内で審議が完結しており、必ずしも明確に1つの学部として定めがあるわけではない。

以上のことから、現状では一部の学部レベルにおいて、「求める教員像」については存在するものの、学部・大学院・機構レベルで求める教員像や教員組織の編制に関する方針は適切に明示できていない。今後、大学として各学部レベルでの求める教員像及び教員組織の編制に関する方針の適切な明示を行うことが必要となる。そのためにも、大学の理念・目的に基づいた、大学として求める教員像の明示が急がれる。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点

○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

○適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

○学士課程における教養教育の運営体制

○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

各学部・研究科・各機構において、現状では、大学設置基準上、必要な教員数を満たし、また採用手続きの適切性については、「工学院大学教員資格認定基準」に定める規程に従い、適切な教員組織編制となるように措置が講じられている（根拠資料 6-6）。

○適切な教員組織編制のための措置

また、適切な教員組織編成のための措置に関し、例えば情報学部では、コンピュータ科学科において、学科の3本柱であるソフトウェア、コンピュータ応用、セキュリティに各4名の教員を割り当て運営している。情報デザイン学科は、学科の3本柱である人間情報、コンテンツ設計、知識情報に各3名の教員を割り当てて運営、情報通信学科は、学科の3本柱である、ネットワーク、情報メディア、スマートデバイスにそれぞれ教員を数名割り当てるなど、適正な配置が行われている。なお、学科規模の大小により専門教科への専任教員の割り当てが不足しているような状況の時には、非常勤教員を割り当てるなど、対処している。

そして、主要授業科目の担当及び各自の授業担当負担は、時間割作成時に学科教員のバランスを考慮し修正を行っている。年齢構成及び教育研究活動を見据えた教員配置は、学科教授会において検討を進め、大学内の人事委員会へ教員補充要請を提出するなどの仕組みができてきている（根拠資料 6-2）。他の学部学科においても同様にそうした仕組みができてきている。

なお、全学的にいえることであるが、例えば建築学部では、2018年度末に退職した2名の教員の後任は適切に確保したが、うち1名は男性、もう1名は女性である。年齢構成のバランスは特に若手教員が少ないなど、課題が残る。

○学士課程における教養教育の運営体制

学士課程における教養教育の運営体制については、教育推進機構を設置して教養教育科目の全体的な運営を行っている。その意味で、学部から独立はしているものの、学部横断的な教育課程としての組織編制になっている。

以上のことから、現状では教員組織の編制に関する方針は各学部学科等に存在し、教育研究活動を展開するための適切な教員組織の編制はある程度できているといえるが、バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置などに関してはまだ完全ではないと判断する。

今後、大学全体で、国際性・男女比・年齢構成等、バランスのとれた教員配置を進め、教員の授業担当負担への適切な配慮等を行っていく必要がある。

### 点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

#### 評価の視点

○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

#### ○教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

教員の採用手続き等について、「工学院大学教員資格認定基準」に定める規程に従い実施されている（根拠資料 6-6）。また、学部ごとに昇任に関する基準及び手続きが定められている。ただし、大学全体としてまとまったものがあるわけではない。

例えば、工学部において、機械工学科、機械システム工学科では、教員昇格に関し、学生教育・研究及び大学内における各種イベント等運営への意欲的な取り組みや実績を考慮するなど、内規の整備は継続して行われている。また、2018年度は機械系教授会（機械工学科及び機械システム工学科が対象となる教授会）にて昇格に関する議論が行われ、機械システム工学科では助教から准教授への昇格人事案件を全学教授会へ提案するなど、規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施が行われている（根拠資料 6-25）。

なお、昇格人事案件については、その後の全学的に行われる教授会で承認されている（根拠資料 6-26）。他の学部においても同様の昇任手続きとなっている。

#### ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

また、教員の募集についても、それぞれの学部学科等で将来構想がまとめられ、各学部学科の基準に則り教員募集等が実施されている。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任に関しては、各学部学科レベルで規程が整備されており、その規程に則り各学部学科で選考が行われ、その後、大学全体としての教授会及び適格審査委員会を経て教員採用等の決定されるプロセスとなっており、適切に実施できていると判断する。

**点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

**評価の視点**

- ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
- 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

**○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施**

全学での組織的なFD活動を積極的に実施できている。また、本学ではFDワークショップ及びFD研修会の実施を予算面からもバックアップする体制を整備しており、各学部・研究科・機構においても積極的に実施できる体制が確立されている。

例えば、生命化学科、応用化学科、環境化学科の化学系三学科においては、「専任・非常勤教員懇親会」実施並びに取扱要項を内規として定めており、教育活動の円滑な実施に資するためのFD研修会を毎年春に開催している（根拠資料6-21）。こうした取り組みは他の学部学科でも同様に行われている。

**○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用**

また、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用について、まず大学教員人事評価制度が2017年度より導入されており、次年度である2018年度から評価者研修を実施した（根拠資料6-27）。さらに、大学教員人事評価規程が制定されており、その第2条の目的には次のとおり定められている（根拠資料6-4）。

（目的）

「教育・研究活動における大学の基本方針を踏まえて、個々の大学教育職員のミッション（教育・研究・組織運営）を具体化し、ミッションの達成度を処遇（採用、配置、昇格、昇給、賞与配分等）に結びつけることにより、学校法人工学院大学が目指す「特色のある組織的教育・研究」活動を実現する」

また、同規程第4条では評価の活用を定めており、「定期昇給」、「期末手当」、「教員資格の認定」に活用することを明示している（根拠資料6-4）。

以上のことから、現状では、FD活動に関する積極的な活動を促進する策を講じており、その活動も有効に機能していると判断する。また教員人事評価についても、評価者研修を実施し、評価を活用した上で、給与等への反映も行うなど、実態を伴った制度になっていると判断する。今後も、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、よりタイムリーな題材を取り上げていく必要がある。また大学教員人事評価制度は2年目であるが、システム等の導入も含め、さらなる検討を進めたい。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### 評価の視点

- 適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく点検・評価、および点検・評価結果に基づく改善・向上について、各学部学科・研究科・各機構によって対応は異なる。

例えば、建築学部では、建築学部・建築学専攻運営会議において、学生の動向やアンケート調査などに基づき点検・評価を実施している。その会議において、改善案を作成し、教授会及び教室会議等に諮り、実施に移している。他の学部等においても、ほぼ同様の対応をしているが、大学全体で取り組むというやり方ではなく、各学部学科・研究科・各機構レベルで点検・評価から改善・向上に至るまでの取り組みすべてを行っている。そのため、大学全体として、教員組織の適切性を点検・評価するところまでには至っていない。

以上のことから、現状では、全体として点検・評価項目⑤は達成できていない。今後、教員組織の適切性についての定期的な点検・評価、またその結果に基づいた改善・向上に向けた具体的取り組みを検討していくことが必要となる。

### （２）長所・特色

前述（本基準①、③）のように、本学における教員の採用プロセスは、年度の初めに学部学科における教員採用計画が策定され、人事委員会で意見及び要望に基づき採用計画がまとめられ、スタートする。5月には来年度計画として教員採用計画がまとまり、理事長決裁を受け、教員公募が始まる（根拠資料 6-23）（根拠資料 6-24）。

応募に基づき学部学科内で面接及び模擬授業等が行われ、学部学科における選考結果を受け、1回目の教授会、適格審査委員会、2回目の教授会を経て選考し、最終的には理事長決裁で採用決定となる（根拠資料 6-23）（根拠資料 6-24）。

以上のように、計画的な人事を実施し、公正でかつ慎重なプロセスで採用決定しているところに特色がある。今後も、こうした明瞭な採用決定プロセスを維持していくことが必要となる。

### （３）問題点

前述（本基準①）のように、大学として求める教員像や各学部・研究科・機構の教員組織の編制に関する方針は、それぞれの学部学科・研究科・機構で状況が異なっており、全学的に大学が求める教員像を明示することが必要といえる。また、学部・学科の横断型教育の充実を図るためにも、教員組織の在り方を今後模索していく必要がある。

また、学部横断をする組織として設置される教育推進機構と他の学部学科・研究科との関連でいえば、各学部のディプロマポリシーに対応するための全学科目をどのように構成して

いくかなどの課題も、併せて検討していく必要がある。

その他、前述（本基準③）のように、教員の昇任等についても、学部学科では内規として定めている状況がみられるが、全学的な定めが無いことは課題といえる。

#### （４）全体のまとめ

各学部・学科・研究科・機構レベルにおいては、その組織が求める教員像が明示されており、適切な手続きのもと、教員採用等行われている。一方で、大学として求める教員像や各学部・研究科・機構の教員組織の編制に関する方針は、全学的には定められておらず、今後は、大学としての方針を定め、それに応じた学部・研究科・機構ごとの方針を定める必要がある。また、学部・学科横断型教育の充実を図るための教員組織の在り方についても、今後検討していく。

## 第7章 学生支援

### (1) 現状説明

**点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。**

#### 評価の視点

○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

工学院大学の学生支援に関しては、これまでは、学内で共有される明確な方針がない状態で各部署、学部学科により学生支援がなされていたが、最近、大学は人間関係、精神的な諸問題、修学上の問題等から始まり就職問題や事件・事故への対応など多くの課題に直面しており、学生が安心して勉学に専念し、学生生活を送ることができるよう、これらの課題によりの確に対応することが求められていることが実感されてきていた。このため、上記のような課題を抱える学生の実情と課題を的確に把握し、個々の学生の課題やニーズに応じた支援策を検討する必要がある、そしてその際には、従来のような教育をする側の視点からの取組ではなく、教育を受ける側の学生の立場に立った質の保証、学生生活の質向上を図ることを目的とした取組への支援策を検討することが肝要であると考えられる。

これらの学生支援に係る質保証を促す具体的な指針として、学生支援については、大学の機能として教育、研究と並ぶ大きな柱の一つとして認識し、大学としての理念に包括された内容として教職員、学生、その他のステークホルダーに共通して理解される明文化が必要であるとの考えに至った。

以上の考えのもと、本学園の理念や建学の精神、育成を目指す人材像に則った、すべての学生に健やかで安全・安心、快適な学生生活を提供し、多様な価値観をもたらす人間的成長と自立の実現を目的とする工学院大学の学生支援方針として、2017年3月6日開催の第856回教授総会で「学生支援ポリシー」(根拠資料 7-1)が決定した。これを受けて、大学ホームページに下記 URL で社会に公表している。

<https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/support.html>

併せて、学生への周知をより一層はかるべく、学生支援課が学生向けに作成する大学生生活の手引きである冊子「SCAT」にも掲載した。

「学生支援ポリシー」の公表については、上記のとおりであるが、具体的な展開にあたって入学者の傾向等を踏まえた形には十分には至っていない。入学者の出身高校からの健康調査票の記載から障がいをもつ学生を把握し、学内関係部署・教育組織に情報共有をする取り組みを始めたばかりで、今後一層の必要とされる支援の拡大に努めていく必要がある。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

#### 評価の視点

- 学生支援体制の適切な整備
- 学生の修学に関する適切な支援の実施
  - ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
  - ・正課外教育
  - ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
  - ・障がいのある学生に対する修学支援
  - ・成績不振の学生の状況把握と指導
  - ・留年者及び休学者の状況把握と対応
  - ・退学希望者の状況把握と対応
  - ・奨学金その他の経済的支援の整備
- 学生の生活に関する適切な支援の実施
  - ・学生の相談に応じる体制の整備
  - ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
  - ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
- 学生の進路に関する適切な支援の実施
  - ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
  - ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

#### ○学生支援体制の適切な整備

授業以外の学生生活に関する支援する部署として、新宿キャンパスと八王子キャンパスに学生支援課を設置している。学生支援課の業務は、学校法人工学院大学職務分掌規程第28条（根拠資料7-2）において、次のとおり定められている。

- (1) 学生及び学生団体に関すること。
- (2) 学生のクラブ活動、課外活動に関すること。
- (3) 学生の災害対策及び連絡に関すること。
- (4) 学生相談に関すること。
- (5) 学生の健康管理に関すること。
- (6) 奨学生に関すること。
- (7) 学生アルバイト指導及び紹介に関すること。
- (8) 学寮の運営に関すること。
- (9) 学生関連委員会等に関すること。
- (10) 学生の賞罰事務に関すること。
- (11) 学生の福利厚生に関すること。
- (12) 安全推進室に関すること。
- (13) 大学後援会に関すること。

(14) その他学生生活支援に関すること。

学生支援ポリシーの実現をはかり、学生支援の点検・評価を実施するため、従来の「学生生活委員会」を廃止し、新たに2017年4月1日付けで「学生支援委員会」(根拠資料7-3)を設置した。同委員会は、専攻、学部・機構からの委員、課外活動に関わる創造活動運営委員会委員長や顧問会議議長、大学後援会幹事長、健康相談室等の運営に関わる教職員等で構成し、学生生活全般に係る支援・指導をテーマとして進めていくものである。前年度は、各学科・専攻がどのような学生支援を実施しているか、どのようにPDCAを回しているか、課題は何か確認しつつ、学生支援体制のチェック(審議)を進めている。

2018年10月1日に「工学院大学安全推進規程」(根拠資料7-4)を施行し、安全推進室を立ち上げた。実験機器等の誤った使用に起因する事故が毎年数件発生していることから、事故情報の開示やヒヤリ・ハットの公開を行ってきた。しかし、目指している「ゼロ災」は実現できていない状況であることから、学生支援ポリシーで謳っている「健やかで安全・安心な学生生活に向けた支援」を実現すべく、災害や事故のないキャンパスおよび学外諸活動の実現をはかることを目的とし、安全推進を担当する副学長をサポートし改善策を提言する安全推進室を設置したものである。法令遵守の指導や学内の見回り・改善だけでなく、学生への安全教育もより高いレベルへと上げられるよう、検討を始めている。

また、学生の保護者の組織である「工学院大学後援会」と連携し、毎年5月から7月にかけて全国21会場で「父母懇談会」を開催している(根拠資料7-5)。この父母懇談会は、学生の保護者が在住する都道府県を21の支部組織に分け、各地に大学後援会の役員と教員が赴き、保護者との個別面談を行っている。2018年度は1,000人を超える保護者が参加し、大学と保護者の相互理解に大きく寄与している。面談の内容は、学修状況、生活面での懸念事項、就職等多岐にわたっており、特に遠隔地に住む保護者にとっては学生の生活状況を知る貴重な機会となっている。保護者と学生の状況を共有することで、保護者の大学への理解が進み、また大学と保護者がそれぞれの立場で学生を支援していく気運を生み出すことができている。

## ○学生の修学に関する適切な支援の実施

### ・学生の能力に応じた補習授業、補充教育

補充教育については、推薦入学者対象の数学・物理のスクーリングを入学前の12月と2月に実施している。12月には、習熟度の自己認識を目的に習熟度テストを行うが、e-ラーニングの課題も課し、2月には解説と到達度の調査分析を行っている。

補習教育(修学支援)については、八王子キャンパスに基礎科目(数学・物理・化学・英語)のサポートをする学習支援センターがあり(根拠資料7-6)、個別指導と基礎講義を実施している。誰でも利用できるセンターであるが、入学時の習熟度テストの結果が一定の水準に達していない学生には、学科から受講を促している。

情報学部においては、チュードレント・アシスタント(SA)(根拠資料7-7)を配置し、上級生が下級生に専門科目(プログラミング等)を教え、双方の学習を活性化し、効果的に教育を行うための策として講じている。

#### ・正課外教育

本学では1994年以降毎年8月に2日間「わくわくサイエンス祭科学教室」を開催している(根拠資料7-8)。もともとは科学技術立国日本を支える人材を育成したいという思いから、小中高生の科学の面白さを知ってもらい科学教育振興を目的として始まったものであるが、現在では7,000人を超える来場者が約80の演示テーマに参加する本学独自の催しである。この科学教室では、多くの大学生・大学院生が小中高生に「教える側」として参加する。学生は演示テーマの企画・運営を担い、小中高生に科学に関心を持ってもらうこと、安全に実験を指導していくことで、企画力・技術力・コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を向上させ、自身を大きく成長させる教育的効果が期待されている。

#### ・留学生等の多様な学生に対する修学支援

本学では、研究生も含め約50名在籍している留学生の大学生活のサポートや大学主催の国際交流イベント等への参加や企画・運営の補助をする学生団体「留学生サポーター」を2015年度より発足した。2018年度は、学生団体と留学生を繋ぐイベント(交流会)を始めて行うなど、国際交流イベントを充実させることはできた。また、留学生サポーターを活用したチューター制度の確立を図るべく、留学生サポーターと留学生のマッチングを試みたが、留学生の授業サポートを希望する学生が少なかったことや、留学生と一緒に授業に参加できる学生が少なかったことで、ミスマッチが多く発生し、チューター制度の確立までは至らなかった。留学生の需要を再確認する必要性を認識した。

学生支援課では、留学生の授業出席状況を日々確認しており、月に一度のペースで呼び出しを実施し、授業、生活面での不安がないか日常的なケアに努めている。

学部または大学院の正規課程に在籍する私費外国人留学生で、経済的に困難な状況と認められる留学生に対し授業料を減免する制度を設けている(根拠資料7-9)。2018年度は20名に対し総額4,938,000円(一律授業料の30%)を減免した。

#### ・障がいのある学生に対する就学支援

発達障害の学生に対する教職員の理解を広げることを目的とし、2018年7月に外部講師を招いて「発達障害を持つ大学生の理解と支援」をテーマに、発達障害の学生の現状、ASD(自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群)学生の具体的なトラブル場面と対応のコツ、ASD学生の就労支援についてのSD研修を実施(根拠資料7-10)し、計197名の教職員が受講した。本学においても、さまざまな場面で発達障害またはその疑いのある学生への対応を模索していることもあり、参加者は今後も継続した研修が必要との印象を共有した。

障害者差別解消法への対応については、大学としての方針を確立すべく、学内調整を進めている。配慮の必要な学生への対応フロー案や学内規程案を作成し、学生支援委員会で諮るなど、次年度の初めには対応がスタートできる段階まで至っている。

また、全学科(教育推進機構含む)の幹事と学生支援課、カウンセラーで面談を行った(根拠資料7-11)。学科幹事との面談は、学科で持っている配慮が必要と思われる学生の情報を得ること、また、学科とカウンセラーを繋ぐことで、より協力しやすい、情報共有しやすい環境作りため試みとして実施した。今後の「合理的配慮が行いやすい環境」に繋がることを期待している。

車椅子学生への対応として、新宿キャンパスのエレベーター入れ替えの際に車いす対応のエレベーターを導入した。新宿キャンパスは通常、停止階を限定し効率のよい移動が可能となる運用をしているが、車椅子学生専用の IC カードを使用することで、どの階にもアクセスできる環境を整えた。また、八王子キャンパスの 3 号館にエレベーターを設置し、段差の解消を行った。

#### ・性的マイノリティへの支援

八王子キャンパスに「みんなのトイレ」を 4 カ所増設し、合計で 35 カ所とした。また、授業運営や授業改善について記して教員へ配布する「FD ハンドブック」(根拠資料 7-12)に今回「学生に寄り添う教育改善のために」の項を設け、性的マイノリティに対しての理解と配慮を促すことに努めている。FD ハンドブックには対応する窓口情報も掲載しており、教員からも学生が相談できる場所を伝えることができるよう図った。

#### ・留年者及び休学者の状況把握と対応

本学ではすべての学部において、休学、退学を希望する学生は、教務課に申し出て所定の書類の交付を受け、その後所属学科の幹事の教員と面談を受けることとしている。面談においては保証人を含めたところでの当該申し出の意思確認、申し出理由の妥当性の判断および必要に応じて説得、学修指導、生活指導などを行い、当該申し出の可または否として所見つきの結果を関係する教職員が把握できる体制をとっている。

#### ・奨学金その他の経済的支援の整備

本学では、「日本学生支援機構奨学金」、民間・地方公共団体奨学金に加えて、大学独自の奨学金制度を運用している。主な大学独自の奨学金制度としては、経済的理由のために修学が困難な学生を対象とした貸与奨学金「学園百周年記念奨学金」(根拠資料 7-13)「学園奨学金」(根拠資料 7-14)や成績優秀な学生を奨励するための給付奨学金「大学成績優秀学生奨励奨学金」(根拠資料 7-15)「入学試験成績優秀者奨学金」(根拠資料 7-16)「大学院進学奨励学費減免」(根拠資料 7-17)などがある。「入学試験成績優秀者奨学金」は、A 日程入試および大学入試センター試験利用前期日程入試(C-I 日程)において上位 10%の成績で合格した者を対象としており、入学後の各年の成績等により最大 4 年間授業料の半額相当額が給付される制度としている。

その他、在学中に家計支持者の死亡により修学が困難となった学生を対象とし、大学後援会の支援を受け、学費全額を減免する「後援会給付奨学金」(根拠資料 7-18)の制度も設けている。

また、学生が不時の支出に困った場合に 3 万円を上限として貸し付ける「工学院大学後援会学生応急貸付」制度(根拠資料 7-19)と、学費を期限までに納入できない時のための延納制度を設けており、奨学金制度と合わせた総合的な経済支援を行っている。

さらに、大地震等の災害により修学が困難となる学生および入学志願者・入学予定者を対象として、学費(入学予定者にあたっては入学金、入学志願者にあたっては入学検定料)を減免する支援を行っている(根拠資料 7-20)。2018 年度は幸にして、学費減免の該当者がいなかったが、度重なる災害に対し、相談窓口を設けるなど、学生、保護者への周知、確認は

積極的に行っている。

2016年3月に新宿キャンパスから食堂の運営業者が撤退したことで、食堂が閉鎖された状態が続いていた。代替措置として2017年4月より、新宿キャンパスに隣接するビルに入っている「Y's エステック情報ビル店」と連携し、大学の支援により昼食時間帯には学生は一般価格よりも100円減額した価格で提供を受けられる環境を設けてきた。2018年4月には、同業者により閉鎖していた新宿キャンパスの食堂の再開に至った。これにより、学生がキャンパスの外に出ることなく利便性が高まり、また安価に食事を摂ることができる環境を整えることができた。

## ○学生の生活に関する適切な支援の実施

### ・学生の相談に応じる体制の整備

新宿・八王子両校舎に健康相談室と学生相談室を設置し、学生の心身の健康を管理している。健康相談室では看護師の資格を有する職員が、学内で日々発生する学生の身体の不調や事故に対応し学生の間診票、健康診断結果を活用して適切な対応を行っている。学生相談室では、精神面でケアが必要な学生には臨床心理士の資格を持つカウンセラーが対応している。さらに、専門的かつ集中的な治療を必要とする場合は校医を通じて、医療機関を紹介している。

学生相談室が身近な存在として認知されるよう、開室時間や利用方法等についてパンフレット(根拠資料7-21)を作成して配布したり、大学生活の手引きである冊子「SCAT」(根拠資料7-22)にも掲載している。カウンセラーや学生支援課職員と昼食を摂りながら会話する「ランチアワー」(根拠資料7-23)は新宿・八王子両キャンパスで月2回実施しているが、より学生が参加しやすい環境を作るため、八王子キャンパスで11月に「セルフケア」の講演会を実施した(根拠資料7-24)。この講演会は、ストレスと上手に向き合う方法や悩みを抱えたいル場合の早期ケアの大切さを伝えることで、学生相談室やランチアワーの認知度をあげ、早期ケアに繋げることを目的としたもので、通常のランチアワーよりも多くの学生が参加し、学生とカウンセラーを近づけることができた。

また、2018年度は学科幹事と学生支援課、カウンセラーとの面談を行った。学生の学面での相談を最初に受けるのが学科幹事であることが多く、教学面の悩みの基に諸々のケアが必要な要因が潜んでいることもあること、学科幹事自身が対応の仕方が分からず、どこに相談していいか分からないでいることもあることから、カウンセラーをより近い環境にすることで、学生の悩みを教員からカウンセラーへ、より早い段階でカウンセリングへ、と繋がることを期待している。

各キャンパスにおける学生相談室の利用状況は、図表7.1及び図表7.2のとおりとなっている。

	相談件数(延べ)				相談人数(延べ)				相談内容別相談件数(複数選択)						
	合計	相談方法別			合計	相談者別			合計	心理 性格	対人 関係	心身 健康	進路 修学	学生 生活	その他
		面談	メール	電話		学生	保護者	教職員 他							
件数/人数	231	206	5	20	249	182	20	47	546	98	67	89	102	154	36
構成比	100%	89%	2%	9%	100%	73%	8%	19%	100%	18%	12%	16%	19%	28%	7%

相談人数(実数): 相談対象となった学生の人数は81人。今年度初めて実際に来談した新規学生数は48人。

実際に面談した実人数: 合計95人(学生67人、保護者16人、教職員他12人)。

実際に面談した実人数: 学生本人からの相談がない場合や同席面談があるため、相談人数(実数)とは一致しません。

図表 7.1 八王子キャンパス (2018年9月末まで)

	相談件数(延べ)				相談者内訳				相談内容内訳						
	合計	相談方法別			合計	相談者別			合計	心理 性格	対人 関係	心身 健康	進路・ 修学	学生 生活	その 他
		面談	メール	電 話		学生	保護 者	教職員 他							
件数/人数	184	175	1	8	192	153	11	28	303	48	24	53	114	34	30
構成比	100%	95%	1%	4%	100%	80%	6%	15%	100%	16%	8%	17%	38%	11%	10%

(実際に面談した実人数: 合計 192 人 (学生 153 人、保護者 11 人、教職員他 28 人)。同席面談があるため、表中の総相談件数の合計とは一致しません。)

図表 7.2 新宿キャンパス (2018年9月末まで)

また、2月に学生の父母の組織である「大学後援会」主催の「就職と進学に関する懇談会」と並行で、「保護者向けメンタルヘルス個別相談」を実施した(根拠資料 7-25)。学生相談室カウンセラーが、障害等を抱える子供を持つ親の相談にのり精神的負担を軽減したり学生に適切な接し方を指導するなどの面談を 21 組の父母に実施した。

#### ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制整備

ハラスメント防止については、「ハラスメント防止のためのガイドライン」(根拠資料 7-26)「学校法人工学院大学ハラスメントの防止規程(根拠資料 7-27)」を定めている。これらの規程に基づき、「ハラスメント防止委員会委員」、「教職員に対応する相談員」、「学生に対応する相談員」を配置し、ハラスメント発生の予防に努め、問題発生時には速やかに解決にあたる体制を整えている。

「学生懲戒規程」を 2017 年度に制定した(根拠資料 7-28)が、その周知と学生生活規範・規程・注意事項を盛り込んだ冊子「SCAT2018」を新入生に配布した。

#### ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

安全の意識向上のために、9月に「安全週間」を設定し、次の運動を展開した。

1. インспекション(安全衛生点検)(根拠資料 7-29)
2. 研究室や部室などの 3 S 運動(不要品の廃棄含む)

3. 特別管理物質など、法令で定められている化学物質等使用の旨の掲示確認
4. ドラフトチャンバーの自主点検
5. 研究室にある機器の使用方法的再確認

また、学生支援ポリシーで謳っている「健やかで安全・安心な学生生活に向けた支援」を実現すべく、2018年10月1日に「工学院大学安全推進規程」を施行し、安全推進室を立ち上げた。キャンパスに安全安心な環境を保持するための組織である安全推進室の存在を周知をはかるために10月に「安全推進室の設置と活動方針～安全な教育・研究環境の構築を目指して」をテーマにSD研修を実施し(根拠資料7-30)、計193名の教職員が受講した。本研修では最近の事故事例を紹介するとともに学生指導の際の注意事項についても周知をはかった。

これらの周知の結果、建築の研究室で女子学生からアルミを使ったアリの巣のオブジェを卒業制作したいとの相談に対し、素早くその危険性について説明し、代替措置について提案するができた。作業の危険性を察知し、安全推進室を通して対応が取られたことは、大学としての安全への取り組みが浸透してきている成果と考えられる。

学生の心身の健康のため健康相談室、学生相談室を設置しているが、2018年度は「学生の相談に応じる体制の整備」の項にも記したように障害者差別解消法に基づき配慮の必要な学生の情報共有について健康相談室、学生相談室と学科や学生支援課の連携強化を進めた。

また、2018年度から入学時に新入生から提出される「健康調査票」(根拠資料7-31)の活用を始め、調査票に記載されている情報から心疾患やアナフィラキシー、発達障害等の配慮すべき学生の把握に努めた。

これまで3年生のみを対象に行ってきた健康診断時のUPI調査～フォローアップ面談を2018年度から1年生にも実施した。このうちハイリスクと判断される学生10名をカウンセリングへと橋渡しでき、3年生も39名を学生相談室のカウンセリングへの橋渡ししてきた。より早い段階でのフォローアップ面談が望ましいとの考えで1年生への実施に及んだが、今後もデータを集積したうえで、これらの情報を有効活用できるよう展開していきたい。

#### ・安全な学生生活を送るための支援

学生支援ポリシーに基づき、安心で安全な修学環境を担保するため、社会に出る前の学生に対する消費者教育・啓発を行い、自衛の基本能力を身につけさせることを目的とし、4月に八王子消費生活センターの協力により「悪徳商法防止講座」を全1年生対象に実施した(根拠資料7-32)。

8月から9月にかけては6学科の学部3年生、計373名の学生に対して、新宿消費生活センターの協力により、同講座を開講した。新宿での講座は講師による講演、ケーススタディーを学ぶDVD鑑賞、学生支援課による学内実例報告およびアンケート記入の形式で進めた。

八王子キャンパスでは二輪車(バイク)・原動機付自転車(原付)で通学する学生の安全運転意識の向上、事故防止、構内の適正な駐車環境の実現を図るため自転車・二輪車の登録制度を実施しているが、2018年12月には交通安全週間を実施した。駐輪許可証(シール)がない自転車や二輪車への指導や夜間の無灯火運転への指導など、安全意識の向上が必要な学

生に対し、直接指導により改善を促した。

## ○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

### ・課外活動充実のための学生団体への支援

正課外活動充実のための支援としては、学生支援課を窓口にも、体育施設、グラウンド等を備えた八王子キャンパスを中心として日々の活動場所の確保や道具の貸出などを行っている。課外活動の一層の支援のために、顧問を務める教職員から構成される「顧問会議」が組織されており（根拠資料 7-33）、団体の結成や施設の運用、活動環境改善の要望に対して議論し支援している（根拠資料 7-34）。

また、本学では学生グループによる自主的・能動的な理工学に関する創造活動である学生プロジェクトを支援している。学生プロジェクトは毎年公募により募集し、採択された場合は活動補助のための費用が提供される。学生プロジェクトの採択継続や新規プロジェクトの申請は、教職員からなる創造活動運営委員会（根拠資料 7-35）で審議決定する。2018 年度は各プロジェクトが自らの活動を学内外にどのように発信するかをテーマとした前期活動報告会（根拠資料 7-36）や学園の教職員が自由に参加できる中間成果報告会などを開催し、学生の活動を学内広報できる機会を設け、プロジェクト活動の活性化を図った。

2018 年度は 11 の学生プロジェクトが活動しているが、その中でも「ソーラーカープロジェクト」の活躍が目覚ましい。8 月に秋田で行われた「ワールド・グリーンチャレジ」で優勝したが、本プロジェクトは、様々な団体や企業の協力を得つつも学生が車体の設計・製作をしている。その車体をイベントなどへ出展・展示するに当たっての契約についても、学生が主体となって交渉したり課題を解決できるよう学生支援課が支援している。2018 年度は出展を中心に 4 件の契約・覚書の締結がなされた。

また、本学の理念である「無限の可能性が開花する学園」を主眼に置き、「みつばちプロジェクト」に重点投資を行い、ソーラーカープロジェクトに続く団体を育成することを目指し支援を行った。2018 年度は、みつばちプロジェクトが採取した蜂蜜を使っての入浴剤や蜂蜜の瓶詰めなど、販売や配布できる商品製作にまで活躍が及んだ。入浴剤については、卒業式に卒業生やその保護者に配布するに至ったが、科学に関する実験・演示、教材開発を通して子供たちに科学への興味を抱かせることを目的とする学生プロジェクト「Science Create Project」が香り付けを担当するなどプロジェクトをまたがる活動にも発展し、相互に刺激し合う良い循環を生んだ。商品企画に当り、成分確認や異物除去、表示義務など実務の中でなければ知ることのできない貴重な経験をしたことは、プロジェクトの学生にとって、就職活動など、今後の学生の活動に活かされると考えている。

大学としてはプロジェクト活動により、各プロジェクトが大学のブランド力向上に寄与できることが望ましいが、それ以上に活動を通して個々の学生の課題解決力、プロジェクトマネジメント力、コミュニケーション力等のスキルが向上し、社会的に工学院大学出身の評価が高まることを期待している。

2017 年度の顧問会議で議論された「学生団体顧問の担い手不足」の問題を少しでも解消するために、2018 年度は顧問をはじめ、師範・監督・コーチの指導者を「賠償責任保険」に加入させた。指導者がより安心して指導ができる環境を作ることで、「指導者不在による学生活動の不活性化」を防ぐことができると考えている。

学生の課外活動団体加入促進のため、新聞会を中心とした学生団体と協働で、学生団体紹介ショートムービーを作成し、学生に興味を持ってもらえるよう新入生歓迎イベントを支援した。2018年度は、壁面装飾を使用しての新入生歓迎イベントも行うなど、より活発な歓迎イベントを支援することができた。

7月には学生団体の役員を対象に「学生団体マネジメント研修」を実施(根拠資料 7-37)し、「学生団体のブランド力強化」をテーマに広報活動の必要性について共有するなど、成果を出すための行動ヒントを多数教示した。さらに、12月には同じく学生団体の役員を対象にリーダーズキャンプを4部構成で実施した(根拠資料 7-38)。第1部は普通救命講習、第2部『KOGAKUIN IDEA AWARD 2018』(学生団体がブランド力向上のための企画を出し合い、採択された企画は全団体を対象に実施する)をテーマとしたグループセッション、第3部『選ばれる団体としてのブランドづくり』というテーマでの講演会を実施し、広報活動やブランド作りについて学生への意識付けをした。第4部では、学生の役員同志及び学生支援課スタッフとの交流しリーダーとして成長していくための取り組みについて意見交換をはかった。

2月には学生団体が利用する部室棟などの施設の使用実態調査を行い、昨年の調査で指導対象となった団体を中心に13部屋の立入検査を実施し、安全な環境作りを進めた(根拠資料 7-39)。

## ○学生の進路に関する適切な支援の実施

### ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備

工学院大学では、全学的に就職支援を展開していくために学生支援担当の副学長を置くと同時に学部生・大学院生の就職支援を担う部署として、学生支援部の中に就職支援課を設置している。就職支援課は専任職員8名の体制で、これらの人員により新宿・八王子両キャンパスの就職支援センターにて学生に対する就職支援を行っている。

また10月から翌年6月までの期間は1名(1月から3月までは4名)の有資格のキャリアカウンセラーを配置し、学生の就職相談にあたっている。さらに、主に障がい学生を有する学生に向けて週に1日、臨床心理士の資格も有するカウンセラーを置いて、学生相談室と情報共有しながら学生の支援にあたっている。就職支援課があたる相談件数は年間で2,800件を超え、充実した相談体制を敷いている。

学生の就職を支援する全学的な組織体制として、就職支援担当の副学長を委員長とする就職委員会を設置しており(根拠資料 7-40)、各学科からは学科長と他2名、教育推進機構からは機構長と他1名が委員として参加している。

### ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

経団連の定める就活スケジュールをモデルとして、すなわち学部3年生・修士1年生の3月に求人情報が公開され、採用試験がその3カ月後に解禁されることを念頭において、12月には採用試験を受けられるだけの準備を済ませられるよう、進路選択に関わる支援のためのガイダンスや企業研究のための行事を組んでいる(根拠資料 7-41)。

3年生・修士1年生の4月には、「第一回就職ガイダンス」を開催し、就職についての準備を促すため就職活動の情報を掲載した『就職サポートガイド』を作成し、配布している。ま

た、昨今のインターンシップ、特に夏期休暇中に行われるインターンシップへの対応として、「インターンシップへの参加促進と自己分析」をテーマに、学習支援課が実施する「学外研修」＝協定を締結した企業での2週間以上のインターンシップ、と協同で5月に「自己紹介書作成講座」を、7月に「ビジネスマナー講座」を実施した。その他にインターンシップ関連では就職支援課独自で5月に「自己分析、エントリーシート・履歴書講座」、「業界研究講座」を開催し、さらには志望企業における書類選考に通過できるよう、6月に個別の添削指導の機会を多数設けた。9月・10月は「第二回就職ガイダンス」の実施を皮切りに、「業界、事業、企業、職種への理解を深める」ことをテーマとした「業界・事業研究講座」、「SPI 模擬テスト」、「内定者による就活相談会」、11月・12月にはこの時期までに就職のための準備が不十分な学生を対象とした「今から始める就活講座」、「理系女子のための就活実践講座」、「玉手箱模擬テスト」、「ビジネスマナー・身だしなみ講座」、「OB・OGによる就活相談会」、「面接対策講座」を実施した。年が明けて、1月・2月は「志望企業群と志望理由を固める」をテーマに「合同企業説明会活用法講座」を経て2月の企業研究セミナー、3月の学内合同企業説明会を実施した。その他、秋期から冬期にかけては「志望業界・職種を固める/志望理由以外を書ける」をテーマに企業によるパネルトークを盛り込んだ「業界研究講座」、「グループディスカッション講座」を複数回実施した。さらに、企業のトップマネジメント層を招いて業界や企業の話をしていただく「トップセミナー」も複数回実施した。上記以外にも外部のいわゆる資格予備校による「公務員試験対策講座」を学内において年間を通じて実施した。

卒業後転職を希望する既卒者に対しても、既卒者求人票の公開やハローワークから週に1日派遣されるカウンセラーからの求人情報の提供や個別相談など支援体制を整えている。

以上により、学生の生活面、進路・キャリア面においては依然課題はあるものの、概ね順調に支援環境を整えている。今後は修学面、特に障がい者、留学生に対する支援を強化していきたい。

**点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援に関する大学としての方針としての学生支援ポリシーは制定し、学内外に明示するに至り、点検・評価する機関として学生支援委員会は設置した。2017年度は基準7に示されている点検・評価項目についての認識が足りなかったことから、諸々の支援施策に対しての学生支援委員会において検討に至らなかったが、2018年に度は3月11日に開催した同委員会に学生支援報告書を提出し、確認にまで至った(根拠資料7-42)。しかし、学生支援施策の確認はできたが、点検・評価に基づく改善・向上にまでは至っておらず、委員会の今後の

運営の方法に工夫が必要であると言える。

## (2) 長所・特色

本学では学生が安心安全に学生生活を送ることができるよう、環境の整備に注力している。特に工科系大学では欠かすことのできない、機器や薬品を用いた実験実習、研究への安全配慮を徹底するために安全推進担当の副学長を置いて、さらにはその副学長をサポートする安全推進室を設けるなど本学においては学生の安全推進・安全教育を強く押し進めている。

課外活動においては、単に大会等で優勝することを目的とせず、活動を通して勉学とは別の部分で学生の成長を促していることが本学の特徴と言える。

## (3) 問題点

今後大学として、外国人留学生の受入拡大が望まれるが、日本語能力や環境の変化等による課題を抱える学生もいることから、日本人学生によるサポート体制の構築を目指したが方策の見直しが必要となっている。

障がいを持った学生に対しての合理的配慮実現に向けては、個々の学生がどのような配慮を希望し、大学がどこまで対応するか、どう定めるか組織的な活動には至っていない。制度の構築は2019年度の可及的課題と位置づけている。

## (4) 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように学生支援については、学生支援ポリシーに沿った活動が展開されており、概ね適切な支援が実施されているといえる。

前年度までは、学生支援委員会における学生支援施策の点検・評価 PDCA サイクルの展開が課題であったが、2019年度は同委員会に学生支援施策報告をするに至った。今後も適正に展開していくことができるよう取り組んでいく。

留学生、合理的配慮が必要な学生も含め多様な学生、多様な価値観が大学の力を高めていくものである。また、学生支援策も学生、社会の潮流によって変化を遂げていくものであり、今後も限られた資源の中で、変化に機敏に対応できる、学生により高い満足度を提供できる大学を目指す。

## 第8章 教育研究等環境

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

#### 評価の視点

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

2017年度の事業計画における重点施策の1つに、「業務改善・組織改革による経営資源の有効活用」がうたわれており、次のとおり定められている（根拠資料8-1）。

- (1) キャンパス内外の「安心・安全」（セキュリティ）の確保と強化、
- (2) キャンパス有効利用の方針確定、以上の2つが示されている

また、2011年には、「工学院大学八王子キャンパス マスタープラン 2011」が策定され、建物の老朽化や狭隘化、オープンスペースの経年劣化や利用者ニーズとの乖離、建替えや改修の必要な施設について、明確な指針が示されることとなった（根拠資料8-23）。この「工学院大学八王子キャンパス マスタープラン 2011」における目標は、(1) 大学のイメージを体現したキャンパス像、(2) 時代の変化に対応した施設ニーズを許容するキャンパス、(3) サステイナブル・キャンパス、(4) 安心で安全なキャンパスの創造、(5) 地域コミュニティと連携するキャンパス、以上の5つを整備目標に掲げ、最終的に2016年度末の新2号館竣工をもって完結したマスタープランである。

さらに、情報学部においては、2016年4月に改組があり、それに伴って、これまで1年次から4年次までの修学を新宿キャンパスで行っていたところを、他の学部学科と同様に、1年次及び2年次は八王子キャンパスで、3年次及び4年次は新宿キャンパスで修学することとなり、そのためのさまざまな環境整備も進んだ経緯がある。結果として、2018年度は情報学部での改組3年目を向かえているが、2016年度までに進めた環境整備の進捗により、施設・設備に対する環境インフラに特段の問題が生じることはなく、最適な学修環境が維持できている。

以上のことから、一通りの整備計画等は、事業計画及びマスタープラン等で適切に明示しており、また、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた共通した教育研究等環境に関する方針は示すことができている。なお、八王子キャンパスの整備については一通り完結したが、今後、新宿キャンパスの利用についての再検討、犬目キャンパスの利活用も想定されることから、大学内の各学部・研究科レベルでの取り組みを踏まえつつ、教育研究等環境整備を議論し、適切な方針策定を進めていく。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

#### 評価の視点

##### ○施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

##### ○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

#### ○施設、設備等の整備及び管理

ネットワーク環境や情報通信技術等機器、備品等の整備について、まず、新宿キャンパスにおいてはAV装置の更新等が進められた。また、八王子キャンパスにおいては新2号館の竣工に伴い、アクティブラーニングを促す場の整備が進んだ。特に、2016年4月には情報学部の改組によって1年次及び2年次の修学キャンパスが新宿キャンパスから八王子キャンパスへ変更となったが、それに伴い情報演習室を増設した経緯がある。この増設によって、2017年度には、新宿キャンパスの14Fにある情報演習室をアクティブラーニングの場に変更し、学生の自主的な学習を促進する環境を整備。これにより、これら施設は、問題解決型学習「PBL（Project Based Learning）」等にも利用されている。

次に、施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保について、昨年度、八王子キャンパス13号館2階257室で実験中に火災が発生した経緯がある。学生に怪我等は無かったものの、学生へは研究活動中のリスクを常にイメージして、事故回避に向けた十分な注意を周知するなど、事故後対策をとった。その他、事故等の予防・回避のための対策として、消防設備点検の工程変更、研究室・実験室等のインスペクション（安全衛生点検）の実施（根拠資料8-24）などし、二度とこうした状況が起きないように、学園一丸で対策を講じた。その後は、このような大きな事故は発生しておらず、2018年度においては、学生支援部によってインスペクション活動を活性化させている状況である。

また、バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備について、2014年に大学基準協会から改善勧告として指摘されたとおり、バリアフリー化が遅れていた（根拠資料8-17）。この時指摘された図書館については、新2号館建設とともに改善されたが、八王子キャンパス内には2017年度までバリアフリー化に対応できていない教室や施設（八王子キャンパス3号館）が存在していた。しかし、この3号館についても、2018年12月末からバリアフリー化を目的に工事が行われ、2018年度末までには全キャンパスで完全にバリアフリー化を実現することとなった。

最後に、学生の自主的な学習を促進するための環境整備について、上述のとおり、新宿・八王子両キャンパスでアクティブラーニングのスペースを確保し、また、PBLにも利用できる環境を用意できている。

#### ○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

情報倫理の確立に関する取り組みとして、本学では、情報セキュリティポリシーを制定し、

情報セキュリティの確保に向けて、学園の構成員全員がeラーニングを受講するよう研修を義務づけている(根拠資料 8-18 【ウェブ】)。さらに学生には、1年次にeラーニングコンテンツ「情報倫理」を受講させるなどの対策をとっている。

以上のことから、現状では施設設備に関するインフラ面、情報セキュリティなどの仕組みは個別に整備が進み、それぞれの課題には取り組んでいる。また、バリアフリー化の工事も実現するなど、全学的な教育研究等環境に関し、必要な整備を実施できていると判断する。今後、大学内のインスペクション活動に注力し、安全・安心な教育研究等環境の維持を進めていく。

**点検・評価項目③: 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。**

評価の視点

○図書根拠資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報根拠資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

○図書根拠資料の整備と図書利用環境の整備

図書館においては、蔵書図書を232,322冊、学術雑誌を2,435種、電子ジャーナルを5,230種所蔵している(根拠資料 8-2 大学基礎データ表1)。また、2018年度の予算執行規模としては、図書・学術雑誌への支出は、52,862千円(根拠資料 8-19 2018年度資金収支内訳表)があり、図書館運営委員会や教員の意向を受け、選書している(根拠資料 8-19 【ウェブ】)。

学術コンテンツ等についても、国立情報学研究所のサービスであるNACSIS等の利用や、他大学の図書館との相互貸借を実施するなど、学生の学習に配慮したネットワークを構築している(根拠資料 8-3 【ウェブ】)。

学術情報へのアクセスや学生の学習に配慮した環境整備について、学習支援センター、図書館、アクティブラーニングのスペースを、2016年度末竣工の八王子キャンパス新2号館に移設したが、これら学生が自主的に学習できる環境を整備し、学術上の有機的結合を図っている。また、前述(本基準②)で述べたとおり、2016年4月からの情報学部の改組によって、八王子キャンパスでの情報演習室の増設、それに伴い2017年度には新宿キャンパス14Fにアクティブラーニングのスペースを確保するなど、学生が学術情報へアクセスしやすい環境へ整備を進めた。

○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置については、

新宿・八王子両キャンパスにおいて、業務委託契約に基づき運営されている。業務委託者の多くのメンバーは、図書館司書の資格を有しており、学生サービスへの不足のない体制を維持できている。

以上のことから、現状では本学は図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えていると判断する。今後、学生の学習に一層配慮した図書館とするため、座席数のさらなる増設、開館時間の延長、そのための人員確保、またリファレンスの活用推進等検討をしていく。

#### 点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

##### 評価の視点

###### ○研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

大学としての研究に対する基本的な考えの明示について、まず、本学では「工学院大学における研究活動に係る研究者のガイドライン」を制定し、基本的な考えを示している（根拠資料 8-13）。また、研究費の適切な支給について、本学では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成 26 年 2 月 18 日改正文部科学大臣決定）」に基づき、毎年度「研究費使用マニュアル」を見直しながら適切な執行を実施している（根拠資料 8-20）。

次に、外部資金獲得のための支援としては、教員の科研費申請から獲得意識のさらなる向上と研究基盤の強化をめざし、学内資金である「総合研究所プロジェクト研究費」、「工学院大学科研費採択奨励研究費」により科研費をはじめ外部資金を奨励する取り組みも推進している。

特に、本学は文部科学省の私立大学研究ブランディング事業に採択され、「巨大都市・複合 災害に対する建築・情報学融合によるエリア防災活動支援技術の開発と社会実装」と題する事業名で研究成果を上げている（根拠資料 8-25 【ウェブ】）。また、国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST)、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) が主催する、国内最大規模の産学マッチングイベント『イノベーション・ジャパン 2018～大学見本市&ビジネスマッチング～』において、次の 12 テーマを出展するなど、外部資金獲得に向けての取り組みを積極的に実施している（根拠資料 8-26 【ウェブ】）。

<2018 年度における本学からの出展一覧（12 テーマ）>

分野：ナノテクノロジー

「陽極酸化による機能性ナノポーラス表面の創製」  
「SEM 画像処理 3 次元マイクロ・ナノ構造復元ソフト」

分野：環境保全・浄化

「放射性セシウムをマイクロな視野で同位体別に可視化するレーザー共鳴イオン化質量顕微鏡」

分野：装置・デバイス

「超高濃度オゾン水及び過飽和水素水の生成」  
「鏡像法による 18 度回転型シングルハルバッハ配列界磁をもつ高回転・高トルク電動機」

分野：低炭素・エネルギー

「水素社会に向けた全固相光充電リチウムイオン電池の創成」  
「蓄電池の安全性を本質的に解決する全固体電池実現に向けた新規電解質の提案」  
「電磁波照射による Cu<sub>2</sub>O 薄膜の常温形成とパターンニング」

分野：マテリアル・リサイクル

「現行プロセスに完全コンパクトな新開発透明導電膜」  
「溶接構造物の疲労寿命予測のための X 線 3 次元残留応力推定法」

分野：情報通信

「技術文書に出現するステークホルダーと振る舞いの抽出と網羅性検証自動化ツールの提案」

分野：防災

「高粘度液体を用いた伝統的建造物及び密集市街地の木造住宅の防火対策手法の開発」

また、研究室の整備について、昨年度、八王子キャンパス 13 号館で火災が発生したことをきっかけに、研究室・実験室等へのインスペクション（安全衛生点検）の実施（根拠資料 8-24）など対策を講じたが、2018 年度においてもその活動はより強化されている。研究時間の確保、研究専念期間の保障について、例えば、教員海外研修制度（サバティカル研修制度）を設けている（根拠資料 8-23）。本学の専任教員が、一定期間、業務を免除され、国内外の教育研究機関等において自主的に研究調査活動に従事することができる制度であり、教員の教育研究能力向上をはかり、ひいては本学の教育研究の活性化を促進することに貢献するものとして制度化している。2018 年度においても、教員 1 名がこの制度を利用している。

その他、本学では、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）、スチューデント・アシスタント（SA）等の教育研究活動を支援する体制が整備されている（根拠資料 8-5、8-6、8-7）。特に、TA については、単なるアルバイトではなく、学部教育の質を

高めるとともに大学院学生自身の教育にも資することから、学費支援もその重要な目的になっている。TA 制度の一層の充実のため、毎年度 TA マニュアルを作成し、研修会を実施している（根拠資料 8-5、8-8）。

以上のことから、現状では教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備していると判断する。今後、教育研究活動のさらなる促進を図っていく。

#### 点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

##### 評価の視点

###### ○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みに関して「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）に基づき、「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」を制定している（根拠資料 8-9）。不正使用に関しても、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成 26 年 2 月 18 日改正文部科学大臣決定）」に基づき、従来からあった「工学院大学における競争的資金等の取扱に関する規定」を「工学院大学における公的研究費の管理・監査の体制に関する規程」に改正している（根拠資料 8-10）。

次に、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施については、SD・FD 研修として、定期的に行っている（根拠資料 8-16）。また、本学は一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の本会員となっており、本学専任教員及び大学院生には、APRIN 提供の研究倫理教育 e ラーニングの受講が義務づけられている。

最後に、研究倫理に関する学内審査機関の整備としては、「ヒトを対象とする研究に関する倫理審査委員会規程」に基づき、倫理審査委員会が設置されている。2018 年度、その委員会は 3 回開催されている（根拠資料 8-12、8-39）。

以上のことから、現状では研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断する（根拠資料 8-21 【ウェブ】（根拠資料 8-22 【ウェブ】）。今後、さらに教育研究力を強化していくためには、本学がめざすべき工学・理学教育や研究分野に合わせ、それに必要となる教育研究環境の整備を優先的に進めていく必要がある。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### 評価の視点

- 適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学においては、教育研究等環境の適切性について、その点検・評価は既存の各種委員会で開催されており、具体的には、それぞれの委員会において、改善・向上に向けた取り組みが協議される。例えば、それぞれの取り組みは、次のとおりとなる。

#### 1. 学習支援センター

「工学院大学学習支援センター運営委員会規程」に基づき、2018年度においても学習支援センター運営委員会を3回開催し、主に学習支援センター教員の人事に関して検討されている。また、学習支援センター年報や月報も定期発行している（根拠資料 8-27、8-28、8-29）。その内容としては、センターを利用する個別指導件数、基礎講座の開講状況及び出席者数等のデータを数学科、物理科、化学科、英語科ごとにまとめており、学生を学習の面からサポートするための分析が日夜行われている。

#### 2. 図書館

「工学院大学図書館運営委員会規程」に基づき、2018年度においても図書館運営委員会を2回開催している（根拠資料 8-15、8-30）。その主な内容は、図書予算に関する審議、図書館利用状況の報告、人事に関する検討等が中心となっている。

#### 3. 科学教育センター

「工学院大学科学教育センター運営委員会規程」に基づき、2018年度においても工学院大学科学教育センター運営委員会を5回開催している（根拠資料 8-31、8-32）。その主な内容は、科学教室実施に関する報告、中高大院連携事業、フレンドシップ制度を利用した高等学校への講師派遣、SSH 指定校合同発表会実施に関する報告、その他社会貢献活動に関する報告等が中心となっている。

#### 4. 情報科学研究教育センター

「情報科学研究教育センター運営委員会規程」に基づき、2018年度においても情報科学研究教育センター運営委員会を3回開催している（根拠資料 8-33、8-34）。その主な内容は、新宿演習室整備、Firewall 除外申請、教育用メールの運用に関する検討協議等が中心となっている。

#### 5. 総合研究所

「工学院大学総合研究所運営委員会規程」に基づき、2018年度においても総合研究所運営委員会を3回開催している（根拠資料 8-35、8-36）。その主な内容は、私立大学研究ブランディング事業成果報告、その他各種戦略研究事業についての成果報告、総合研究所プロジェ

クト研究課題審査結果等が中心となっている。

#### 6. ものづくり支援センター

「工学院大学ものづくり支援センター運営委員会規程」に基づき、2018年度においてもものづくり支援センター運営委員会を1回開催している（根拠資料8-37、8-38）。その主な内容は、前年度の運営報告、授業に関すること、人事に関すること、予算及びその執行に関すること、その他各種イベントについての成果報告等が中心となっている。

以上、各組織において、それぞれの取り組み及び審議報告等は実施されているものの、それぞれの組織レベル内で完結している状況となっている。内部質保証委員会は、これら組織から報告を受け、内部質保証システムを有効に機能させる必要があるが、組織レベル内で自己点検及び評価が実施されていない組織もあり、教育研究等環境の適切性について、定期的な点検・評価は不十分な状態である。ただし、総合研究所運営委員会においては、2019年3月11日の第6回（第877回）教授総会において、総合研究所運営委員会の自己点検・自己評価等に関し、審議事項とする旨の規定改定を行った（根拠資料8-40）。他の組織においても、こうした自己点検・自己評価について、明示していく必要がある。今後、大学内で、各組織レベル内での自己点検・評価を徹底し、内部質保証委員会への報告を義務づけるなど、全学的に自己点検・評価のPDCAサイクルが有効に機能するよう仕組みを構築していく。

#### （2）長所・特色

前述（本基準①、②、③、④、⑤）のように、本学における教育研究等環境は、事業計画及びマスタープラン2011などにより明示され、図書館、学術情報サービス、アクティブラーニングスペース等の整備をはじめ、各種教育研究活動促進のための施策が実施された。かつて大学基準協会より、八王子キャンパスの図書館がバリアフリー化していないとの指摘を受けたが、その改善は進み2018年度においてはすべての施設において、バリアフリー化が実現した。また、外部資金獲得の支援や研究倫理への取り組みにも積極的であり、先進的な教育が実現しつつある。

#### （3）問題点

前述（本基準⑥）のように、大学としてそれぞれの課題には取り組んでいるものの、全学的な教育研究等環境に関する方針の明示は、必ずしも十分ではない。教育研究等環境の適切性についても同様に、例えば、各組織レベル内で実施される運営委員会において、その活動における振り返りや反省等は行われるが、各組織レベルでの自己点検・評価に終始しており、定期的に内部質保証委員会へ上申するなどの仕組み構築が必要といえる。

#### （4）全体のまとめ

アクティブラーニングを促す場の整備、全学的な情報セキュリティへの意識向上、バリア

フリー化など、学生及び教職員に向けて適切な教育研究等環境のサービス提供は積極的に進んでいるといえる。一方で、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針は事業計画やマスタープランなどから確認することができるものの、大学運営における教育研究等環境に関し、特に、各組織レベルにおける点検・評価が、全学的な改善・向上に向けた取り組みとなっていない。今後は、教育研究等環境に関する方針を明示し、それに基づく整備を実施した上で、適切な点検・評価を行う仕組みを確立していく必要がある。

## 第9章 社会連携・社会貢献

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

#### 評価の視点

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学の第一期中期計画は、「コンパス 2017」と命名され、2012年度からの6年間の指針を示すものであった。2017年度は、第一期の最終年度を迎える年であったと同時に、2018年度からの第二期中期計画（「コンパス 2023」）を策定した年でもあった。2018年度から6年間にわたって実施される「コンパス 2023」においては、特に社会連携・社会貢献の分野に関して次のとおり指針が明示され、今後強化推進していくことについて学内意見が一致している。

- (1) パートナーシップ（社会連携）の拡充
- (2) 社会貢献

具体的には、まずパートナーシップ（社会連携）の拡充について、130年の歴史を通じて築き上げてきた卒業生（校友）、企業社会、地域社会、工学教育コミュニティ、学協会、協定を締結している連携大学などとのネットワーク・絆を拡充すると共に、大学間の国際的な交流や研究協力を推進する。さらに、理数系教育（いわゆる STEM 教育）に力を入れている高校、国立高等専門学校などと連携して高大接続のシナジーを向上させることで、パートナーシップの拡充を図ることとしている。特に、2018年度においては、学長の直下に新設した高大連携室が活動を開始し、例えば東京都立戸山高等学校との教育連携に関する機関間協定を締結するなど、SSHの活動支援などを通じて、高大連携を格段に強化し拡大している。

また、社会貢献については、科学技術立国を支える多様な理工系人材を育成し、研究活動を通じて科学技術立国日本や21世紀型ものづくりの発展、グローバルな視点での社会の問題解決に貢献する。さらに、科学技術の普及・啓発活動、次世代人材の育成、開発途上国の工科系ものづくり人材の育成支援など、国際的な指針である「持続可能な開発目標（国連、SDGs）」や、政府が主導する超スマート社会（Society5.0）などを見据えた社会貢献を行うとしている。

その他、本学においては以前から、「工学院大学産官学連携ポリシー」が制定されているが、このポリシーの下、さまざまな活動が実施されてきた経緯があり、HP等で学内外にアピールするなど、適切な明示ができている一例といえる（根拠資料9-2 【ウェブ】）。

以上のことから、2018年度から実施される「コンパス 2023」においては、今後の6年間を見据えた第二期中期計画としての将来展望を示しており、大学の理念・目的を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針は適切に明示できていると判断する。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

#### 評価の視点

- 学外組織との適切な連携体制
- 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
- 地域交流、国際交流事業への参加

2017年度に引き続き、2018年度においても八王子キャンパスにおける科学教室をはじめ、さまざまな社会貢献活動を行っている（根拠資料 9-4 【ウェブ】）。主な社会連携・社会貢献に関する活動として、次に取り組みの一部を記載する。

- (1) イノベーション・ジャパン 2018～大学見本市&ビジネスマッチング～
- (2) NTN presents 2018 ツアー・オブ・ジャパン 第7ステージ 伊豆コース登場
- (3) 情報学部生・I部学生自治会・学園祭実行委員会による十二社熊野神社祭禮参加
- (4) 「出前研究室」の開始（2018年6月1日から）
- (5) 超高齢社会を支える学部・学科横断型の教育研究を行う「共生工学研究センター」開設準備（2018年10月30日プレスリリース）
- (6) 「第10回大学コンソーシアム八王子 学生発表会」 2018/12/09

これらの取り組みは、企業・自治体と大学のマッチングを目的とするもの、子どもたちにものづくりの楽しさを教えることを目的とするもの、地域社会への貢献を目的とするもの等、さまざまなイベントを積極的かつ、全学的に推進している。

さらに、上述(4)は、本学教員や学生が地元八王子の中小企業に出向き、講義や技術相談を行う新たな事業である。これは、2017年10月に八王子商工会議所と締結した包括連携協定が前提となっており、研究シーズ提供の段階からさらに一步踏み込んで、産業界の求めに応じた社会人への工学教育へと活動領域が広がっていることを示している（根拠資料 9-3 【ウェブ】）。

国際交流事業等については、2018年度は次の海外協定校から学生の受入れを実施した。

- (1) ベネチア建築大学（イタリア）
- (2) チュラロンコン大学（タイ）
- (3) マヒドン大学（タイ）
- (4) 北京航空航天大学（中国）
- (5) 南台科技大学（台湾）
- (6) ダナン工科大学（ベトナム） 等

その他、本学のハイブリッド留学を実施している協定校からの本学への留学生をサポートするプログラム（CAP）に多くの学生が参加し、異文化理解を深め、学生の国際化への動機づけとなっている。

また、海外協定校と持ち回り開催している国際先端技術シンポジウム（ISAT：International Symposium on Advanced Technology）では、大学院生が論文発表、ポスター

発表を行い、グローバル社会への積極的な対応をしている。

さらに、JST が実施する「日本・アジア青少年サイエンス交流事業（さくらサイエンスプラン）」に 4 件採択され、約 26 名の学生を 3 カ国、地域から招へいし、学術交流を実施している。

なお、本学には日本語研修課程である「留学生別科」が設置されており、2018 年度は、ベトナム、中国、台湾からの留学生 21 名が入学している。

以上のことから、学外組織との連携、社会貢献活動の推進、地域交流、国際交流など、開かれた大学としての各種の取り組みが進んでおり、教育研究成果を適切に社会還元できていると判断する。

**点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点

- 適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

前述（基準 8⑥）のとおり、本学の社会連携・社会貢献の適切性については、その役割を担う既存の各種委員会で議論される。そのため、各組織レベルにおける点検・評価が、全学的な改善・向上に向けた取り組みとなっていない。例えば、学内には「工学院大学産官学連携ポリシー」の定めはあるものの、社会貢献についての責任主体が明示できていない（根拠資料 9-1 【ウェブ】）。そのため、社会貢献に関して点検・評価を実施するまでには至っていない。また、「工学院大学アドバイザーボード規程」に基づいた諮問機関の設置はできているが、年に 1 回の開催で、定期的に点検・評価を行うための役割は担っていない（根拠資料 9-5）。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性について定期的な点検・評価及びその結果に基づく改善・向上を全学的には実施できていないと判断する。今後、各組織レベルで自己点検・評価が適切に実施され、それらが内部質保証委員会へ上申され、外部評価による定期的な評価等も含め、実施体制を整備したい。

## （2）長所・特色

前述（本基準①、②）のように、第二期中期計画である「コンパス 2023」に掲げるさまざまな取り組みを積極的に行ってきた。またパートナーシップ（社会連携）の拡充及び社会貢献についても、強化していく方針を示し、活動範囲をさらに広め、推進していく体制を整備している。

## （3）問題点

各種活動レベルで委員会等を設置し、多様な活動を実施、実施後はそれぞれの委員会や活動レベルごとに自己点検等が行われているが、全学的な適切性などの評価に関しては、それら委員会等で出た意見の内容の報告を学部長・部長会議、教授会等を通じて周知するのみであり、各活動及び取り組みに対する全学的な評価を行える体制にまでは至っていない。これら各種活動に対する全学的な評価を行う組織体制を整備し、定期的な自己点検・評価への実施体制を促進することが必要となる。

また、本学の社会連携・社会貢献について、その目的ごとの定義（例えば、「学生教育」、「研究」、「事業・プロジェクト」、「国際貢献」等）が不明確となっている。定義を明示することで、社会連携・社会貢献の意義が改めて明らかとなり、その結果、責任部署や責任体制が整備され、改善が図られるものといえる。今後、その目的ごとの定義を明確化することが課題といえる。

#### （４）全体のまとめ

社会連携及び社会貢献活動の範囲を拡大しており、その点は評価できる。また、上述以外にも、言及していない社会連携及び社会貢献活動が多数あり、多岐にわたって活動している。

ただし、各種活動レベルでの自己点検・評価は実施されているものの、それらを全学的に評価する体制は不十分な状況といえる。大学として、「コンパス 2023」を策定し、パートナーシップ（社会連携）の拡充及び社会貢献の分野をより強化推進していく状況にあるが、これらさまざまな活動、取り組みを積極的に展開することと併せて、それら活動や取り組みを全学的に評価し、社会連携及び社会貢献の分野に関しても PDCA サイクルが有効に機能するよう、また、その適切性の検証ができるよう、体制の整備に取り組みたい。

なお、大学にとっての社会連携・社会貢献は、単にその活動のみに意味があるわけではない。むしろ、連携先との相互協力により、互いの「知」を補完し、有意義に還元する意味を持つものといえる。この「知」の補完・還元を通じて、教職員や学生も、皆が成長していくことを期待したい。

## 第10章 大学運営・財務

### 【1】大学運営

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

#### 評価の視点

○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

#### ○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

本学では、「コンパス 2017」を 2012 年度から 2017 年度までの第一期中期計画としてまとめ、大学運営に関する方針として掲げてきた。また、第二期中期計画の策定についても、同様に 2017 年度中に「コンパス 2023」として策定が進み、向こう 6 年間の大学運営に関する方針が示されることとなった。特に、昨年度は、創立 130 周年を迎えたこともあり、これからの時代にふさわしい現代の「工手」(=21 世紀工手)を育成するため、創立 150 周年に向けた長期目標「VISION150」を改定し、第二期中期計画である「コンパス 2023」と併せて大学運営に関する方針を大学内外に明示した(根拠資料 10(1)-1 【ウェブ】)(根拠資料 10(1)-16 【ウェブ】)。また、これら中・長期ビジョンの公表は、大学 HP や学園総合案内、事業計画、事業報告等の冊子などの媒体に収められており、大学内外に広く周知している。

#### ○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

また、学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知については、大学内において、例えば、学長企画室会議や学部長・部長会議などで方向性を示し、教授会及び各学部・学科・機構・研究科レベルに伝達されるようになっている。上記のような「コンパス 2023」や「VISION150」などの学園全体に関する中・長期計画についても、同様に、学長企画室会議で報告され、学部長・部長会議、教授会、各学部等における教室会議・教室総会などを通じて、教育職員全体に遺漏なく周知されている。事務職員に対しても、経営方針説明会や学長年頭挨拶を通じて周知され、各部署・各構成員に浸透している。

以上のことから、現状では、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示できていると判断する。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

#### 評価の視点

##### ○適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

##### ○適切な危機管理対策の実施

#### ○適切な大学運営のための組織の整備

はじめに、学長の選任方法と権限の明示について、ガバナンス強化及び学長のリーダーシップによる大学の先進化を目的として、理事会の定める学長ミッションに基づき学長選考委員会が候補者の選考を行う方式に変更した（根拠資料 10(1)-17）。これによって、2017 年 12 月 15 日第 1044 回理事会で新方式により学長が選任された。

次に、役職者の選任方法と権限の明示について、新方式では、教学面の人事・予算に関する権限を学長に委ね、副学長、学部長、研究科長など大学執行責任者の任命権、専任教員人事に係る採用権等を学長に認めるなど、学長のリーダーシップが発揮できるような体制に制度を改めた。

また、学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備について、理事長との共同により、学校法人としての学園と教学組織としての大学の密接な協働関係を確保、保持することが求められ、学長のミッションとなっている。こうした内容は、「工学院大学学長選任規程」第 9 条に「学長の要件」として規定整備されており、明示されている（根拠資料 10(1)-4）。

教授会の役割について、本学では、各学部における内規に基づき、学部ごとに教授会が開催されている。その審議事項は、主として (1) 学籍に関すること、(2) 教員人事に関すること、(3) 教育課程・教育方法に関すること、などである。また、学長が招集する教授会で、主に (1) から (3) のような事項について、全学的な決定が行われる。

学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化について、「学則」第 13 条第 1 項では、「教授会等は、学長が次にあげる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものと」規定し、また同条第 2 項には「教授会等は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長の求めに応じ、意見を述べることができる」と規定している（根拠資料 10(1)-5）。以上の所作により、最終的な決定権者は学長にあるが、教授会等は意見を述べる関係にあることを明示している。

教学組織と法人組織の権限と責任の明確化について、「学校法人工学院大学寄附行為」第 8 条第 1 項第 1 号によれば、「学長は、その在職中理事となる」ことが規定されており、また第 8 条第 1 項第 3 号では、「学識者及び教育研究又は組織運営に高い見識や豊富な経験を有

する者から理事となる…」とされ、第3号の規定においても教育職員から理事になることができるようになっている(根拠資料10(1)-3)。このように、少なくとも、学長は学校法人の最終意思決定機関である理事会に参画しており、経営と教学の連携の下、意思決定がなされている。

学生、教職員からの意見への対応について、本学の教職員及び学生が利用できるポータルサイト(キューポート)より、コミュニケーションツールとして、例えば、学長掲示板やヒヤリ・ハット掲示板等を開設し、情報交換の場を設けている。学長掲示板は、大学院生・学部学生が学生生活を送る上での大学への要望・意見などを自由に発言できる場として開設しており、その発言に対して全学生及び全教職員がリプライできるようになっている。また、ヒヤリ・ハット掲示板は、キャンパス内でヒヤリ・ハットした経験を全学生及び全教職員が共有する場として開設しており、その発言に対して全学生及び全教職員がリプライできるようになっている。

### ○適切な危機管理対策の実施

適切な危機管理対策の実施について、本学では「学校法人工学院大学危機管理規程」を制定しており、危機管理の実施に関し必要な事項を審議する危機管理委員会を設置している(根拠資料10(1)-20)。その委員会では、(1)危機管理体制の整備、(2)危機管理基本マニュアルの策定および改訂、(3)危機管理教育、研修の企画・立案及び訓練の実施、などが行われ、毎年、学園全体で防災訓練も実施されている。その他の危機管理として、役職者及び事務系管理職員は緊急連絡網への登録、教職員の海外渡航に際しての許可申請制度などの整備が行われている。

以上のことから、現状では権限と責任の明確化は新方式により学長選任がされていること、また教授会等の組織を設け、権限等も明示できていることから、それらに基づく大学運営はできていると判断する。今後も、ガバナンス強化及び学長のリーダーシップに基づく改革を実践していく。

### 点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

#### 評価の視点

##### ○予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

はじめに、予算執行プロセスとしては、各教員の研究費または個々の受託事業研究等の外部資金、大学部門の各部署がそれぞれ一つの予算部署として伝票起票し、所管部署の決裁を経た上で法人部門である財務部へ回付されることで執行されている。また、伝票起票をする末端の部署等においてもチェック機能を設けているが、財務部門においても最終執行および決済のチェックを実施し、目的予算への適合性、勘定科目の適正性、金額の確認などを行う

ことで牽制作用も働いている。

次に、予算執行に伴う効果を分析する仕組みは、主に財務システムの中で構築されており、執行管理のチェックを随時行うことができる。大学学務部においては、大学予算の全体をとりまとめ、執行管理を行っていることから、予算の効率化が進んでいる。また、学園全体の中期の財務状況を踏まえ、総人件費の管理にも努めた。

以上のことから、現状では予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断する。今後は、ガバナンス強化及び学長のリーダーシップに基づく裁量予算の最適な予算配分化を実践していく。

**点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。**

**評価の視点**

**○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置**

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

学園改革の重要施策として職員人事制度を 2014 年度から導入し、継続的に運用を実施できている。今年度においては、11 月 29 日に「次世代リーダー研修」と称した若手職員（30 代のメンバーのみ）による SD 研修が開催された。職員については、2014 年度に導入した人事制度の定着を図るために、引き続き、育成のための積極的なジョブローテーションを推進している。

また、教員については、教員人事評価制度の定着を図るべく、8 月 1 日、2 日の 2 日間、大学教員人事評価制度評価者研修を実施した（根拠資料 6-27）。

以上のことから、事務系、教育系それぞれの職員が新人事評価制度を受け入れ、その制度に基づいて事務組織は適切に機能していると判断する。今後は、バランスを考えた業務分担、人員配置等に一層力を入れる必要がある。それと同時に、教員の人事評価制度導入による事務職員の関わり方についても重要性が増しており、いかに教職協働を実践するかが今後の課題といえよう。

**点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。**

**評価の視点**

**○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施**

大学の事務職員及び教員はもちろんのこと、法人の事務職員についても SD・FD 研修を行っているが、2018 年度は年間を通じて 8 テーマを実施した（根拠資料 10(1)-15）。そのテーマは次の通りである。

1. コンプライアンス研修会
2. ハラスメント研修会
3. SD 研修会（高大接続の状況について）
4. SD 研修会（発達障害研修）
5. FD 研修会（科目ルーブリック作成のお願い）
6. SD 研修会（安全推進室の設置と活動方針）
7. コンプライアンス研修会（研究費の適正執行について）
8. SD 研修会（TA 研修）

上記テーマ以外の FD・SD としてユニークな SD が、本学にはハイブリッド留学職員現地派遣の制度がある。教職協働の観点、また職員の語学力向上、さらには学生の滞在について現場を把握することなど、職員も海外派遣を通じて学びが得られるよう研修制度を設けている。

以上のことから、現状では大学運営にとって必要な SD・FD をタイムリーに、かつ組織的に、また明確な目的を持って実施できていると判断する。

**点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点

- 適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく点検・評価
- 監査プロセスの適切性
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

**○適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく点検・評価**

大学運営について、適切な根拠に基づく点検・評価ということに関して、本学には、「工学院大学アドバイザーボード規程」が制定されている（根拠資料 10(1)-21）。本学の教育研究に対する外部識者の評価と意見を伺い、また将来計画作成に対する助言を得る目的で、広く社会の各方面で活躍中の識者に参画いただいている。諮問事項は (1) 研究・教育の評価に関すること、(2) 将来計画に関すること、(3) 産官学及び地域との連携に関すること、(4) 社会貢献に関することなどであり、2017 年度は 9 月に 1 回開催されている。本学の教学分野における唯一の外部評価に該当する。

なお、今後は「外部評価委員会規程」を新たに制定予定であり、ステークホルダーによる外部評価を 2019 年度より運用開始することができる。現在、制度制定に向け規程整備を進めている（根拠資料 2-16）。

**○監査プロセスの適切性**

監査プロセスの適切性に関し 2018 年度より常勤監事を置くなど、監査役についても整備を進めた。常勤監事及び非常勤監事、公認会計士、内部監査室の三者による三様監査を 2018 年度においては、3 回実施した（根拠資料 10(1)-22）。監査プロセスについては、内部監査室における監査手法として、各種契約書のチェック、残業等の人事管理状況、管理職からの指示内容、研究費の管理等実施しており、以前は会計監査に偏っている部分があったが、徐々に解消しつつある。併せて、業務監査にも力を入れ始めているところである。

#### ○点検・評価結果に基づく改善・向上

内部監査室及び公認会計士からの指摘事項に対し、各部署で改善・向上への取り組みが行われてはいるものの、大学運営の中に組み込まれた、定期的な点検・評価には至っていない。そのため、上述のとおり、外部評価委員会規程の制定に向け、規程整備を進めている。

以上のことから、現状では大学運営の適切性について、定期的な内部監査・会計監査による点検・評価する仕組みは整備されているものの、その監査プロセスの有効性を測定するところまでには至っていないと判断する。今後は、監事、内部監査室及び公認会計士による三様監査の強化はもちろんのこと、識者等のステークホルダーによる外部評価も導入し、業務監査及び教学監査の有効性についての方策を示していく。

#### （２）長所・特色

前述（本基準①、②）のように、ガバナンス強化や学長によるリーダーシップの発揮できる体制等、大学としての制度整備を積極的に進めることができた。これによって、全学的な意思決定システムも変化し、事務組織を有効に機能させることにも寄与した。

また、前述（本基準⑥）のとおり、常勤監事の設置も実施することができ、今後監査体制の見直し及び監査範囲について具体的な施策が進むことを期待したい。

#### （３）問題点

大学運営を適切に行うための仕組みを整えつつあり、大学内の整備は進めることができた。しかし、前述（本基準⑥）のとおり、外部評価の観点不足が不足気味といえる。大学内における各組織レベルと、各基準レベルの PDCA サイクルが有効に機能することで、大学運営の適切性について定期的に点検・評価が行われ、その結果を基に改善・向上に取り組むことが可能であるが、さらにそれをステークホルダーの視点からもモニタリングする仕組みが必要といえる。目下のところ、外部評価委員会規程の新規制定を予定しており、2019 年度より運用できるようになることが今後の課題である。

#### （４）全体のまとめ

昨年度は、創立 130 周年を迎え、長期目標「VISION150」の改定、6 年計画となる中期計画「コンパス 2023」をスタートさせるなど、大学運営に関する方針を学内外に明示した。これ

によって 2018 年度から、ガバナンス強化や内部統制についても整備後実施に移され、それらが有効に機能してきている。

また、大学運営の適切性について定期的に点検・評価し、その結果に基づき改善・向上に向けた取り組みを実施できるよう、ステークホルダーによるモニタリングは必要といえる。こうした外部評価の視点は重要であり、仕組み構築を早急に実施したい。

## 【2】財務

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

#### 評価の視点

- 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定  
＜私立大学＞
- 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

#### ○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

本学の中期計画である「コンパス2023」（根拠資料10(2)-1）は、学園創立150周年のビジョンである「VISION150」の実現に向け、2012年から2037年の25年を4期に区分した第2期目の中期計画である。「コンパス2023」の対象期間は、2018～2023年度の6年間で、ローリング・プラン方式により毎年見直しを行い、学校法人を取り巻く環境の変化に柔軟に対応することとしている。単年度の事業計画は、これらの指針に沿って策定される（根拠資料10(2)-2）。また、これらの指針は、寄附行為に従い、評議員会に意見を聴き、理事会の決議を経て施行される。

中期計画「コンパス2023」では、学園全体5. に将来への投資という項目を設け、財務面について、①工学教育改革や教育・研究環境整備への積極的な投資と、②堅固な財務基盤の確保を中心的な取組課題としている（根拠資料10(2)-1）。これに呼応する中期財務計画は、日本経済の不透明感が継続する中、少子化や私学助成の抑制などが進行、また、この傾向が今後一段と強まり、学校法人を取り巻く環境が益々厳しくなるとの見通しに立ち、学園が将来に向けて永続的に発展していくためには、従来以上に事業計画と財務計画の連動を高め、教育・設備への積極的な投資をしつつ、健全な財務体質の維持を、バランスを以て図ることを目指すべく策定を図っている。なお、中期財務計画（根拠資料10(2)-3）についても、ローリング・プラン方式により毎年見直すこととしている。また、中期財務計画および単年度財務計画（予算案）についても、寄附行為に従い、評議員会の意見を聴き、理事会の決議により施行される。

#### ○当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

中期計画「コンパス2023」に定めた②健全で堅固な財務基盤の確保に向けては、今後のメド値を複数の項目について設定をした（根拠資料10(2)-5）。

また、中期計画「コンパス2023」の初年度である2018年度の予算策定にあたっては、従来以上に事業計画と財務計画の連動を高めることを念頭に入れ策定を図った。特に、「コンパス2023」のうち、工学教育改革や教育・研究環境整備への積極的な投資においては、八王子キャンパス3号館のバリア・フリー等を含んだ大規模改修、ITの活用などによる情報環境のグレードアップを、パートナーシップ（社会連携）の拡充項目においては、生涯メール・アドレスの学生・OBへの付与を企図した予算配分を図った。一方、前述の中期財務計画の見通しに従い、定員管理の厳格化により、収入の4分の3を占める学生生徒等納付金への影響を勘案した収入計画のもと、支出内容を吟味・効率化することで、健全で堅固な財務基

盤の確保を図ることとした（根拠資料 10(2)-4）。しかし、竣工後約 30 年を経過する新宿校舎については、1 階天井部分の修繕のほか修繕費用が増加、また、2016 年 3 月竣工の八王子キャンパス新 4 号館、翌年竣工した新 2 号館の減価償却額の増加もあり、収支差額は減少傾向にある（今後の財務運営においては、減価償却額の影響を十分考慮する必要があると認識している。）。なお、期中における重要な計画の変更として、新宿校舎リニューアル工事の準備として、新宿キャンパス図書館内にある稼働率が低い過去の製本雑誌等の除却処分を実施することとした。

以上の通り、中期財政計画は、学園創立 150 周年のビジョンである「VISION150」の実現に向け策定された中期計画「コンパス 2023」と連動して策定している上、ローリング・プラン方式により毎年見直しを行うというサイクルを確立しており、教育研究活動を安定して遂行するための財政計画は適切に策定・運営されている。

**点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。**

**評価の視点**

- 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
- 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
- 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

**○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）**

過去の本学の経営状況は、「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率」（大学基礎データ表 10）に示すとおりである。「平成 28 年度版 今日の私学財政」（私立学校振興・共催事業団）に掲載された系統別（理工他複数学部）の全国平均と比べると、収入面について、寄附金比率、補助金比率はともに低く、支出面では、人件費比率は低く、教育研究経費比率は高い状況にある。事業活動収支差額比率（帰属収支比率）も、ここ暫く 7%後半から 9%台を堅持しており、全国平均を上回る水準にある。なお、学納金は、2015 年から値上げを実施、完成年度である 2018 年度に向け、毎期 2 億円程度の伸長を計画していたものの、入学定員の厳格化により、当初予定通りの伸長には至らなかったが、上記の通り、現在の財務内容を勘案すれば、大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）は確立していると判断する。

**○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み**

教育研究活動を安定かつ持続的に実施しつつ、財政の健全性を確保していくためには、中期計画を反映した財務計画と、その財務計画を反映した単年度予算策定・運営が重要である。

さらに、財務計画については、案件の優先順位、進捗度合い、時代の変化についての意識共有を図りつつ、柔軟に対応することが重要である。

以上の点については、ローリング・プラン方式による見直し、また、従来、部課別に策定された案件を、財務部とのみ協議する縦割の方式から、法人・大学および附属中高各部門の部長クラスが出席する会議（通称「横串会議」）にて協議を重ねる横展開の方法に切り替えることにより解決することとしている。

以上の方策を通し、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みは確立されていると判断する。

### ○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

外部資金の獲得状況については、以下の通りである。いずれの内容においても、件数・金額ともに順調に増加していることが確認できる。

科学研究費をはじめとする外部資金の増加を図る方策として、「総合研究所プロジェクト研究費」「工学院大学科研費採択奨励研究費」を設け資金支援をしている。

科学研究費の申請に関しては公募要領を全教員へ案内するとともに、申請方法・留意点などの公募説明会を開催、添削指導によるアドバイザー制度を設けるなど、サポートの充実を図っている。その他、公的研究費、民間外部研究費を獲得するために、学内掲示板、メール機能を使って公募情報発信も行い、一層の申請を促している。

産学連携面では、経済産業省が発牒した『産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン』を参考として活用している。加えて、「イノベーション・ジャパン」の採択件数増加と「新技術説明会」に単独参加すること、多摩信用金庫との「産学連携推進に関する協力協定」による経営支援セミナー（2018年11月 多摩信用金庫）、「八王子商工会議所と工学院大学との包括連携に関する協定」による出前研究室（技術指導研究費）を実施し、産業界・地域との連携を推進、受託研究費、技術指導研究費を中心とした研究費の獲得をめざしている。

その他、技術懇親会（2018年7月：りそな中小企業振興財団）の学内開催、テクノトランスファ川崎（2018年7月：公営財団法人神奈川産業振興センター）、諏訪圏工業メッセ（2018年10月：諏訪圏工業メッセ2018実行委員会）、太田・研究開発フェア（2018年10月：大田区、（公財）大田区産業振興協会）への出展等も行っている。

	件数	科学研究費補助金 (研究代表者)	件数	科学研究費補助金 (研究分担者)	件数	競争的資金	件数	受託研究費	件数	共同研究費	件数	技術指導費	件数	奨学寄附金 (指定研究費)	件数	財団等助成金	件数	合計
2013年度	55	137,800	42	42,854	15	165,253	38	58,919	28	29,806			64	41,461	13	30,760	245	507,653
2014年度	61	137,751	44	36,937	16	107,296	27	57,272	29	33,010			81	46,395	10	25,275	298	443,936
2015年度	70	135,620	43	32,134	22	122,036	26	51,949	32	33,524			65	40,280	14	15,925	274	431,468
2016年度	72	127,957	44	33,266	26	167,834	37	58,487	39	51,324	12	4,744	45	46,151	15	17,800	290	506,963
2017年度	81	158,352	58	46,318	22	158,900	42	57,034	51	66,808	30	12,397	42	20,080	22	35,530	348	555,419
2018年度	84	176,067	55	38,562	17	117,067	39	58,622	59	66,718	30	28,845	64	24,242	15	21,150	363	532,293

※研究活動報告書の数値を記載すべきだが、2018年度に関しては4月11日時点の概算値である。活動報告書の原簿作成時に差替え予定である。

図表 10.1

寄附金については、2011年、翌年に控えた学園創立125周年記念事業募金を指定寄付金として展開、寄附金総額411百万円を計上したのが直近のピークである。指定寄付金としては、創立130周年記念事業募金を経て、現在は、学園創立150周年のビジョンである「VISION150」に呼応する『21世紀工手』育成募金を展開している（募集方法についてはインターネット募金等、利便性に配慮をした仕組みを導入済み）。但し、募金収入については伸び悩みの状況であり、更なる工夫を模索している。

以上、外部資金の獲得については、概ね順調に推移しているものと判断する。

資産運用については、2014年に、運用規程を変更。資産運用に関する基本方針は、(1)安全および確実を重視するとともに、収益性も追求する。(2)資産の運用は、元本の安全性に配慮して取引を行うものとし、運用先の分散、ならびに流動性、換金性、収益性、および効率性の確保を原則とする。(3)資金計画に基づき運用すべき期間および金額について十分見通しを立て、資金繰りに支障のないよう努めるとした。具体的には、新たに、投資信託、金融機関が発行する劣後債等取扱商品の拡充を図るとともに、分散投資、ロスカットルール等の規程を整備した。

## (2) 長所・特色

本校の財務計画は、基本方針となる中期計画「コンパス2023」達成に向けた中期財務計画の策定と、時代の変化に柔軟に対応すべく、その計画をローリング・プラン方式により毎年見直しを行うことが特色である。単年度の予算策定も、その指針・進捗状況に合わせて策定している。また、法人・大学および附属中高の部長クラスからなる横串会議により相互理解を深めている。

今後、策定方法・過程について、さらに検証を進め改善すべきところは改善しながら、さらに効果的なものとするよう柔軟な向上策を講じていく。

## (3) 問題点

前述の通り、「コンパス2023」に対応する中期財務計画では、日本経済の不透明感が継続する中、少子化や私学助成の抑制などが進行、また、この傾向が今後一段と強まり、大学を取り巻く環境は益々厳しくなると見通し、学園が将来に向けて永続的に発展していくためには、健全な財務体質の維持と学納金収入のみに依存せず、収入源を多様化することが重要であり、加えて、従来以上に事業計画と財務計画の連動を高めることを目指すとした。

学生生徒等納付金については、定員の確保および値上げ効果もあり、順調に推移している一方、その収入に占める割合が、引き続き75%内外となっており、収入源の多様化は満足する状況にないと認識をしている。特に、寄附金については、「平成27年度版 今日私学財政」(私立学校振興・共催事業団)に掲載された系統別(理工複数学部)の全国平均と比べると、低い水準にある(大学基礎データ表による)。具体的な伸長策を引き続き検討したい。

#### (4) 全体のまとめ

本校は、「VISION150」の実現を目指して策定された第2次中期計画「コンパス2023」により、現在、事業運営、財政運営を実施している。現在の財政状況については、収支差額のプラスを安定的に確保するとともに、他大学との比較に照らし、適切な教育研究費への予算配分、また資産構成についても良好な水準を維持しており、教育研究活動を安定的に遂行するための必要十分な財政基盤は確立している。

「コンパス2023」の計画を着実に遂行しつつ財政の健全性・安定性を維持してくために、収入の強化、業務の効率化、経費の節減等に継続して取り組むとともに、現行の予算配分・執行が最適・効果的であるかを検証しつつ、教学の充実に寄与していく所存である。